

令和3年3月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年3月10日(水)
会 議 場 所	市役所 5階議場
開 議 日 時	令和3年3月10日(水) 午前8時58分
閉 会 日 時	令和3年3月10日(水) 午後4時08分
委 員 長	金 澤 孝太郎
委員会出席委員	
委 員 長	金 澤 孝太郎
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 坂 本 晃 潮 田 幸 子 加 藤 英 樹
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	3人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 3 号	第 6 次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について	原案可決
第 2 4 号	組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
第 2 5 号	鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 6 号	鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 5 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 根岸 孝行
市長政策室副室長 佐々木紀演
市長政策室参事兼
総合政策課長 武田 昌行
秘書課長 小林 勝

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 藤崎 秀也
総務課長 國島 清文
職員課長 関根 正
契約検査課長 堀 岳夫
情報システム課長 野口 高志
やさしさ支援課長 小川 裕子

(財務部)

財務部長 田口 義久
財務部副部長 岩間 則夫
財政課長 鈴木 誠司
財務部参事兼
資産管理課長 五十嵐 剛
資産管理課副参事 山岸 晃
資産管理課副参事 秋元 宏康
財務部参事兼税務課長 谷 広明
財務部副部長兼
収税対策課長 関根 則男
会計管理者 大塚 泰史
参事兼会計課長 高子 英江
監査委員事務局長 関根 和俊
吹上支所長 細野 兼弘
川里支所長 山縣 一公

書記 森田 慎三
書記 小野田直人

(開議 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまより政策総務常任委員会を開催いたします。

議案第 45 号 令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分でございますが、昨日この歳入の説明が終わっております。本日は、質疑から入りたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。直ちに議案に入ります。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) おはようございます。それでは、事前に通告したメモに従いまして順次進めさせていただきたいと思います。

まず、財務課さんのほうになります。ページにつきましては 24 ページ、24 ページのところに、真ん中辺り、法人事業税交付金についてがございます。そのところで、この制度自体は税制改正の影響によりまして法人市民税の法人税割減収分を補填するものとして、県税である法人事業税の一部を県から市に交付するものというところで、今回が 2 回目となるわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、これが増加と見込んだ要因についてを確認したいと思います。

(財政課長) おはようございます。ご質問の増と見込んだ要因についてご回答させていただきます。

増額になる要因としますと 2 点ほどございまして、まず 1 点目としまして、県から市への交付額、それが令和 2 年度に関しましては 100 分の 3.4 に対しまして、令和 3 年度は 100 分の 7.7、約 2.26 倍となります。それと、2 点目といたしまして、交付基準が令和 2 年度は法人税割 10 分の 10 に対しまして、令和 3 年度は法人税割が 3 分の 2、従業者数割 3 分の 1 となり、本市におきましては法人税割ですと県内全体の約 0.98%、従業者割数で計算しますと約 1.26% の交付基準が見込まれることから、法人税割ではなく、従業者数割で交付されるようになることで増の要因となります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、県からの交付額の段階で、伸び率から推計させていただきますと、県の段階で約 4 割程度減を見込んでいるものと考えられます。

以上です。

(加藤) すみません、数字の確認、メモのあれですけれども、おっしゃった中で、法人税割全体の約0.98とおっしゃったのですか。0.98と1.26と言いましたっけ。分かりました。理屈が分かりました。ありがとうございます。

では、もう一つ、これはページでいうと60ページになります。60ページのところで、財政調整基金繰入金がございます。この財政調整基金繰入金につきまして、当初予算編成後の令和3年度末における財政調整基金残高、これの見込みを確認させていただきたいと思います。

(財政課長) 令和3年度当初予算編成後の残高について申し上げます。約11億6,400万円(P.22「約11億600万円」に発言訂正)を見込んでおります。

以上です。

(加藤) 税収全体のところに、次、税務課の部門になるのですけれども、ページでいいますと、全体なので、4ページに戻ります。4ページのところには市民税が幾らとか固定資産税、歳入の全体のところが載ってまいります。そこのところでの質問を4点ほどさせてください。

まず、税収全体の中で、市民税、法人市民税、固定ですけれども、新型コロナウイルスの影響としまして、今回当然ながらこの影響を見込んだ予算となっているところがございますけれども、実際のところ、私の私見で言うと、これ減収を見込んでの算出なのですけれども、この計算の根拠というのがかなり困難ではないかなと勝手に思っております。そういう中でどのようにこの税収の減の幅をどんなふうな感じで見込んできたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

(財務部参事兼税務課長) 新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少や企業業績悪化を受けていることや、税収の先行きが不透明な状況であることから、個人住民税及び法人市民税の減収を見込んでおりますが、過去の実績を参考にできない感染症の影響を明確に見積もることは非常に厳しい状況であることから、国が発表している地方財政対策や経済成長率、または県が発表している埼玉県経済動向調査などを参考に

し、本市におけるリーマンショック時の収納率の減収割合や現年度の収納状況、他市の状況なども踏まえて算出しております。

以上です。

（加藤）今答弁の中でリーマンショックという話も出ました。また、近隣のとか県の動向ということで、ある意味そういう意味でいうと本当にいろいろそろばんをはじいてやる困難さというのが感じられたのですけれども、今の答弁から、ということはまた収入については予想と違った結果になってくることもいつもの年よりもあり得そうな感じということですか。

（財務部参事兼税務課長）委員のおっしゃるとおり、先行きが見えませんが現状でありますので、誤差が生じることがあるかと思えます。

以上です。

（加藤）それでは、通告の⑦番のところで、固定資産税の減免について、これは仕組みの確認です。今回減免の制度の中で、一般的には来年度、新年度に対してのものという認識なのか、またそれ以外の何か特別ルールがあるのか、ちょっと制度的な確認ということでお答えいただきたいと思えます。

（財務部参事兼税務課長）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小事業者等への軽減措置と特例措置が設けられております。軽減措置につきましては、事業収入が減少した中小企業者、小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備につきまして、令和3年度の固定資産税及び都市計画税に限り事業収入の減少幅に応じゼロまたは2分の1とするものです。特例措置につきましては、新規に設備投資を行う中小企業者などを支援する観点から、適用対象を拡充するとともに適用期限を2年延長するもので、特例は現行と同様に3年間ゼロとするものです。

以上です。

（加藤）今ご説明を頂戴しまして、それでまたこの減免、先ほど説明いただいた減免につきまして、新年度の予算への反映状況、どの程度反映させているのか、ざっくりとちょっと教えていただければと思えます。

(財務部参事兼税務課長) 先ほども述べさせていただきましたが、過去に実績のないことから、どの程度影響を与えているのか計り知れないというのが現状であります。軽減措置につきましては、令和2年度固定資産税、都市計画税の第2期までの納税猶予額を基に令和元年度決算における固定資産税、都市計画税の収入済額の構成割合から算出しております。金額にしますと、約1,845万1,000円程度の減少を見込んでおります。また、特例措置につきましては、特例措置の対象となる拡充部分につきましては、申請がなかったことから、減少分を見込んでおりません。なお、これらの減少分につきましては新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額補填されることとなっております。以上です。

(加藤) よく分かりました。

それでは、歳入のほうのラストの質問になります。固定資産税の評価替えに関してなのですが、今年度は評価替えの年というふうに思いますが、その影響の中で、家屋分のところ、家屋分通常だと新築が多くなればその分固定資産税で増額になる。一方で建物の年数がたってくるとその評価額が下がってくるということで、この本市におけるその部分の状況というのはどのように見立てているのかをお伺いして、最後の質問としたいと思います。

(財務部参事兼税務課長) 家屋につきましては、評価替えにおける在来家屋、もう既に建っている家屋ですけれども、そちらの減価分の影響と、あと新築、増築で今回新たに評価する分の増加分を見込んでおります。令和3年度はコロナ対策、税制改正による中小事業者の事業用固定資産税、都市計画税の軽減措置もあることから27億5,654万7,000円となり、前年度に対して9,506万6,000円の減額となっております。以上です。

(加藤) つまり減価分、少しずつ評価が下がってくる部分と、新築をやって上がる、これの拮抗が若干マイナスというようなイメージでよろしいですか。

(財務部参事兼税務課長) どうしてもやはり既存に建っている家屋のほ

うが棟数は断然多いとなりますので、やはり新築が建った部分でも、もう既に建っている家屋の部分のほうが多いことから、やはり減少部分のほうが多くなってしまおうということになっております。

以上です。

（潮田）今加藤委員のほうから質疑がありましたので、少し減らす形になるのですけれども、27ページの新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の中で、先ほども質疑があつて、ちょっとよく分からなかったところが、固定資産税の軽減措置で、生産革命の実現に向けた固定資産税特別措置の拡充のほうは、こっちのほうはないということになるのでしょうか。ちょっとすみません、固定資産税、これの補填特別交付金が2つあるわけですよ、その内容としては。それぞれの額というのは分かれてあるのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）ちょっと確認なのですけれども、中小企業の減免と生産性革命の金額、今回の減免する金額ということでお答えすればよろしいのでしょうか。

（潮田）これって減収補填特別交付金の内容というのが2つに対してだと思ふのですけれども、それぞれに対しての金額というのを知りたいのですけれども。

（財務部参事兼税務課長）まず、中小企業の減免につきましては1,845万1,000円になります。特例措置のほう、生産性のほうなのですけれども、こちらは従来あったものに対して今回拡充されております。事業用家屋と構築物ということで、そちらの部分につきましては拡充された部分が今回のコロナ減免の対象になりますので、その部分につきましては申請がございませんでしたので、今回の減免額としては見込んでおりません。以上です。

（潮田）この申請の期限というのはいつまでだったのででしょうか。これのことを知らない方というか、情報をきっちりキャッチしているのかどうか、ちょっとそこら辺が心配なのですけれども、申請の締切りというのはいつだったのででしょうか。

（財務部参事兼税務課長）申請の締切りといいますか、まず商工観光課

のほうで申請認定を受けて、その受けて許可が下りたものが税務課のほうに情報が下りてきまして、それに基づいて減免の手続を行っているのですけれども、現在でもその申請は受け付けておりますので、確かにこの期間まだ出てくる可能性というのはあるのですが、もう既に拡充される前の、従来の申請というのは出てきているのですけれども、新しい拡充された部分には出てきておりませんでしたので、予算を立てる段階では、ないということで判断をさせていただいております。

以上です。

（潮田）これがやはり話題になった時点で、従来のものは皆さん分かっていても、このコロナ対応の部分というのがあまり全部のところ分かっているのかなとちょっと心配だったので、聞かせていただきました。でも、これについてはまだ今後もということであり得る、補正とかということも後にあり得るということによろしいのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）申請があればそのような対応になるかと考えております。

以上です。

（潮田）それでは、37ページのマイナポイント事業費補助金についてですけれども、これ昨年というか、令和2年は1,022万8,000円で、令和3年は442万6,000円となっておりますけれども、これの理由についてお伺いいたします。

（情報システム課長）本来マイナポイントのこの事業につきましては、令和3年の3月末をもって終了する予定でございましたが、国におきましてマイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済の拡大を目的といたしまして、手続の終了の期限を令和3年9月末日まで延長したため、令和3年度の補助金につきましては6か月分の事業費を計上したため、前年度に比べますと半分以下の金額となっております。

以上です。

（潮田）これにつきましては、市のほうではどのぐらいこのポイントを使われているかということは掌握できるのでしょうか。

（情報システム課長）市のほうでは利用状況につきましては確認はでき

ません。

(潮田) 分かりました。このマイナポイントの、若い世代は結構使っているかなと思うのですけれども、まだまだ利用がどうかということちょっと心配でありました。

次に、57ページ、基金利子、57ページというか、全部のページにまたがるのかな、基金利子積立金から、積立金はこの予算書に載りますけれども、全部の基金の残高を知りたいと思います。資料のほうで頂いているものでは、ここに載っているのは全部のページに関わるものですが、全部というか、すみません、56ページ、57ページに載っているのか。この利子については、会計課になりますけれども、それ以外は全部いろんな課にまたがっているわけですが、資料で頂いておりますこの基金全部につきまして残高を確認をしたいのですけれども。

(会計課長) こちらの会計課で把握している基金の利子を算出するために、まず令和元年度の決算のときの残高からご説明いたします。令和元年度の全部の16基金の残高が106億5,122万2,903円となっております。まず、こちらの元年度の決算の残高から、令和2年度の間には積立て、取崩し、その他会計課での利息の積立て等をこの予算算出時期に総合的に加算しまして令和2年度の末を一旦予測いたしました。こちらは、まだ決算が行われていませんので、確定ではございません。会計課で算出した根拠としましては、約94億7,800万とこの予算を算出した時点ではそのように算出いたしました。

以上です。

(潮田) すみません、私全部というふうに言ってしまったので、まとめて、今答弁だったのですけれども、それぞれの項目についてというのを教えていただけますでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) こちら基金残高に関しましては私のほうからちょっとお話しさせていただきたいと思います。

委員さんのご質問は、令和3年度末の見込みという形で、令和3年度当初予算を編成した後の3年度末残高の見込みという形のお答えでよろしいでしょうか。当初予算編成後の基金残高の見込みということで。そう

すると、一基金ごとに全てというお話であったと思いますので、まず財政調整基金から申し上げさせていただきます。年度末残高の見込みですけれども、これ約という形でご説明させていただいてしまってよろしいでしょうか。約11億600万となります。減債基金につきましては約5億3,500万円、交通遺児等奨学基金、こちらに関しましては約990万円、次に環境にやさしいまちづくり基金、こちらのほうは約1,200万円、続いて市民活動支援基金、こちらのほうが約780万円、子ども教育ゆめ基金、こちらのほうが約2,700万円、教育環境整備基金、こちらが約2,980万円、合併振興基金、こちらが約29億400万円、コウノトリの里づくり基金、こちらが1億1,700万円、ごみ処理施設等整備基金、こちらが15億8,600万円、地域医療体制整備基金、こちらが約6億2,100万円、ひなちゃん子育て応援基金、こちらが約7,300万円、公共施設等整備基金、こちらが約4億6,900万円、森林環境整備基金、こちらが約1,100万円、新型コロナウイルス感染症対策基金、こちらが約1億1,600万円、特別会計の基金になりまして、国民健康保険運営基金、こちらが約3億1,800万円、介護保険給付費準備基金、こちらが約2億3,900万円、以上のような形で年度末残高を見込んでおります。

以上です。

(潮田) ありがとうございます。そういったしますと、今基金の中で、昨日の質疑の中でもやりました、財政調整基金については新型コロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金で戻しがあるかと思うのですが、それはどのくらい期待できるものなのでしょうか。

(委員長) これ事前通告してあるの。潮田さん、事前通告してあるのですか。

(潮田) いえ、関連です、これ今。ここ、今の関連で。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時25分)

◇
(開議 午前9時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財政課長) ご質問の新型コロナウイルス感染症の地方創生の交付金、こちらが国の3次補正、それと1次補正で1兆円のうち7,000億は市町村に配分されましたけれども、3,000億円の補助裏部分、こちらもこれから算定されて交付されることの予定されております。そちらのほうは補助裏プラス3次補正分、それと今までやっていたものの中で使い切れなかったもの等も考えられますので、恐らく2億ぐらいは財調に戻せるのではないかと。ただ、これもすみません、まだ推計でありますので、2億が一人歩きしてしまうとちょっと申し訳ないのですけれども、何となく2億ぐらいはいけるのかなとは考えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、59ページのふるさと寄附金のところになります。これの今年度の収支予測、予測ですから、何とも言えないのですけれども、まずそれについて伺いたいと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、ふるさと寄附金についてですが、まず寄附の状況ですけれども、今年度3月8日時点、最新のものですが、4,091件、9,262万8,000円の寄附をいただいております。令和元年度につきましては、まず令和元年度の実績ですが、こちらはふるさと納税自体全国の額が減少した、件数は横ばいで減少したということもありまして、市外へのふるさと納税額がそんなに出ていかなかったということで230万円ほどプラスになっておりましたが、今年度の状況ですと、まず埼玉県が県内12月までの集計でいきますと前年比164%となっておりますので、市外への分というものがかなり増えるかと思えます。そういった予測を踏まえまして、平成30年度において138%ということで増えておりました。その数字を仮に入れさせてもらいますと、138%で計算しますと、今年度、令和2年度については大体90万円ほどプラスになるかというふうな試算をしております。

(潮田) 分かりました。

返礼品開発についてなのですけれども、なかなか鴻巣市でこれというのが、あまりないとは言いたくないのですけれども、アピール性のある

ものがあまりないかなと現状では思うのですけれども、返礼品開発の積極的なアプローチはどのようにしているのか、またさらにどのような分野に期待するのかを伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今年度の新規の返礼品につきましては、5事業者21件ございまして、それに対しまして120件、118万円の寄附をいただいております。また、既存事業者の追加出品の中で、フラットカートという、二輪でも四輪でも使える台車なのですけれども、こちらが180件、810万円の寄附をいただいております。今後も新規の当然商品の開拓、そういった部分と併せて令和2年度も人気商品として台車をはじめ、梨、低糖質パン、卵、それから例年上位であるもち麦、コンタクト用品、こういったもののPRと、それと高額納税者に対してひな人形のPR、そういったものを力を入れていきたいと思っております。

（潮田）よく分からないのが、企業へのアプローチというのは、これは実際には委託をお願いをしている、そこがやるのか、市として、市内の業者のことよく分かっているのは当然市になると思うのですけれども、商工観光課とかと連携して、庁内で動くのか、委託なのか確認したいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）委託している事業者のほうで交渉のほうをして、商品のほうは基本的には掲載させておりますが、場合によっては直接市のほうで企業のほうにお話しに伺うこともございます。

（潮田）ぜひとも市内の企業の、やはり作る側は一生懸命作るのだけれども、販売部門についてはいま一つという場合もあつたりしますので、ぜひともそれをこちらからも、その会社からの商品が出ているとしてももっと次の商品を開発している場合とかというのもありますので、ぜひともそこら辺の声かけというか、こちらからもアプローチすることが必要なのではないかなというふうに思っております。

これについてはもう一つ、企業版ふるさと納税の現況と市内企業への積極的アプローチについて伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）企業版ふるさと納税についてですが、1点、企業版ふるさと納税についてちょっと説明させていただきますと、

こちらの今ふるさと納税のほうでお話をいただいているのですが、企業版のふるさと納税については、寄附をいただいた場合、直接事業に充当するような形になっております。また、事業のほうはまち・ひと・しごと総合戦略の推進事業のほうに位置づけております。その上でちょっと説明のほうさせていただきます。

今寄附状況につきましては、1件、あいおいニッセイ同和損保保険、こちらの包括連携を結んでいる企業になります。コウノトリの里づくり事業へ寄附をいただいております。現状としましては、今年度パンフレットの送付をしたり、打合せの場だったり、それから内閣府主催のマッチング会、そういったものでPRを実施しましたが、なかなか出向いて説明という部分もコロナの状況でできなかったもので、結果は1件という形になっております。今後につきましては、全国的な状況としてはやはり事業連携を見据えたパートナーシップ、そういったパートナーシップの構築が不可欠な状況となっておりますので、そういった部分を見据えて、今後は事業のほう展開を図っていきたいと思っています。

（潮田）これについては、やっぱり商工観光課ともよく連携をするのが必要かと思っております、埼玉県の方の、県のいろんな表彰を受けたりとかという企業を見ますと、意外に鴻巣市ってあったりするのですよね。あまりふだんの会話では上らないような企業であっても、県のほうのホームページで見ますと、そういうところがいろんなイノベーションであったり、いろいろ取り組んでいるところとかというのもありますので、そういったところにも声かけをしていくというのは必要かと思うのですが、それについても先ほど言っていました普通のほうは委託でやっていますよね。こっちの企業版のほうについても委託業者に頼んでいるのかどうか、確認をしたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）企業版については、今市役所のほうの総合政策課のほうで実際やっております。ただ、企業版についてもふるさと納税と同じように、ポータルサイトで実施しているものもございますので、そういった部分も現状と、あと他市の事例等を今後は研究していきたいと思っています。

(坂本(晃)) 質疑は出していないところなのだけれども、今の潮田さんのほうの関連で、ちょっと私よく分からないのですよ、企業版のふるさと納税というのは。ふるさと納税、今までやっていた企業だとか市内の業者は、要するに返礼金の対象としてその会社の生産物とか、そういうものを扱うと、それをお願いするというような形で今までやってきたと思うのです。納税をしてくれるほうは市内の業者ではないと思うのだ。外から鴻巣にふるさと納税という形で企業版のやるということだよ。そういうことだよ。そこちょっと確認。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 企業版ふるさと納税については、本社が市外にある企業が対象になります。返礼品はございません。

(坂本(晃)) そうだよ。だから、本来ならば法人税は本社が置いてあるところが全部徴収するということになるのだけれども、それを鴻巣市に幾らかでも送りたいということになれば、それが分けて送られるということだよ。そういう理解でいいんだよ。

(何事か声あり)。

(坂本(晃)) では次、私のほうの通告は、昨日説明聞いたのでちょっと分からなかったもので、余計なのだけれども、57ページの駐車場貸付料1,478万7,000円と出ていたのだけれども、これ昨日説明したような気がしたのだけれども、ちょっと聞きはぐってしまったのだ。これはどういうところなのかな。

(財務部参事兼資産管理課長) ご説明申し上げます。
駐車場貸付料1,478万7,000円につきましては、鴻巣駅東口屋上の駐車場分並びに市役所の本庁舎、第2庁舎、陸上競技場等の職員が使用する駐車場の使用料でございます。
以上です。

(坂本(晃)) 東口はエルミの上ということ。

(財務部参事兼資産管理課長) はい、エルミの屋上の部分というところになります。

(坂本(晃)) そこは、全てあそこ、マンションというか、契約している人が、住んでいる人と、あと一時的に月々のそういうお金を払って借

りにいるという人がいると思うのだけれども、その感覚でいいのかな。

（財務部参事兼資産管理課長）私どもが貸し付けている駐車場につきましては、月ぎめという形で、あそこにお住まいの方あるいはあそこで商売をされている方を対象とした貸付けでございます。

（坂本（晃））そっちはいいのですけれども、本庁舎のほうの駐車場って向こうだよ。入り口……何だっけ、あそこは。陸上競技場だっけ。

（財務部参事兼資産管理課長）改めて答弁させていただきます。

職員に貸し付けている駐車場、本庁舎、第2庁舎、陸上競技場等になります。

（坂本（晃））この職員のほうの駐車場の借りる条件というか、資格というか、あまり近くの方は置けないと思うのだ。その辺の区分というのはどういうふうになっているの。

（財務部参事兼資産管理課長）駐車場の貸付けにつきましては、勤務地までの通勤距離が道のりで2.5キロ以上ある者を対象に駐車場の使用を許可してございます。

（坂本（晃））その2.5キロ以上の方が対象になるけれども、要するに駐車場を使える人の費用というか、支払いのほうは全て同一なのか、それとも距離によって違うのか。

（財務部参事兼資産管理課長）距離に応じるものは特に差はございません。

（坂本（晃））場所も同じ。

（財務部参事兼資産管理課長）どこの駐車場に止めても同じでございます。

（坂本（晃））分かりました。

次に行きます。71ページの支所のほうの関連なのですけれども、複写機の使用料とこの中にあるのですけれども、川里支所と吹上支所とあって、吹上が3万6,000円、川里支所は1,000円となっているのです。これ大した金額ではないけれども、もしこの複写機が使い勝手が悪いとか、なかなか貸してくれないようなことでこういう差が出ているのでは困るなど思ったので、確認したかったのですけれども、どうでしょうか。

(吹上支所長) 吹上支所のほうから先にご説明をします。

この複写機につきましては、市民サービス用としてロビーに設置しております。コイン投入式のコピー機になります。白黒1枚10円、カラーコピーが1枚50円ということで、月平均で3,000円として12か月で3万6,000円を計上しております。ちなみに、実績のほうは平成30年度が6万4,150円、令和元年度が6万9,310円、今年度2月末現在の実績が3万7,000円となっておりますので、若干例年より少ないような状況となっております。

以上です。

(川里支所長) 続きまして、川里支所分について説明をさせていただきます。

川里支所の複写機使用料につきましては、主に介護サービスを受けるために必要な書類を請求者に開示することに伴う複写機の使用料になっております。今年の実績といたしましては、途中経過ですが、令和2年度につきましては、1月末現在、50枚500円の歳入となっております。吹上支所との差につきましては、まず地域による利用件数の違いが考えられますが、川里支所につきましては併設されている川里生涯学習センターでも複写機等使用料が計上されております。令和元年度につきましては4万4,330円、令和2年1月末現在で2万5,120円となっております。このことから、生涯学習センターでの利用がかなり多くなっていることから、川里支所での使用が少ないと思われれます。

以上です。

(竹田) では、何点か質問いたします。

先ほど潮田委員、他の委員が質問をしました58ページから61ページに関わるいろいろな財政調整基金繰入金とか減債基金繰入金とかあるのですが、先ほど言葉ではご説明いただいたのですが、私は質疑通告するときには資料請求をさせていただいているのです。繰入金を令和3年度の予算上と、理論値ですけれども、残高幾らなのかというので資料請求をさせていただいております。正確を期す関係で繰入金の予算上繰入れした後のそれぞれの基金残高について、理論値だということを前提に資料請求

をしたいというふうに思います。委員長、お取り計らいをお願いいたします。

(委員長) 新たに資料請求ということですか。

(竹田) 先ほどおっしゃっていただきましたけれども、正確を期す関係で私は質疑通告のときに資料請求をさせていただいたのです。ですから、資料請求をしたいので、お取り計らいを委員長の名でお願いしたいということですか。

(委員長) それは後ほどでいいですね。今ですか。

(竹田) 皆さん要らないですか。

(いや、休憩して……の声あり)

(竹田) 皆さんが要らなければよろしいのですけれども、皆さんは要らないですか。

(あったほうがいいんじゃないですかの声あり)

(竹田) あったほうがいいというふうな声が……

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 4 5 分)

(開議 午前 1 0 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 0 時 0 0 分)

(開議 午前 1 0 時 2 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほど竹田悦子委員のほうからいただきました資料請求について、この資料請求が出せるかどうか、各課のほうで確認をするという形でしたいと思います。

それではまず、58ページの繰入金、予算上の繰入金の残高についてということ、これは可能かどうか。

(財政課長) 繰入金の残高という書き方だったので、ちょっと申し訳ありません、理解できなくて申し訳ありませんでした。基金残高ということでもありますので、先ほど潮田委員のときに答弁をさせていただきました、約という形で100万単位だったり、10万単位だったりでちょっと説明していましたが、そういう形で、あと条件としますと政策総務だけなのか、一般会計なのか、全部なのかというところの、ちょっと最終的にそこを確認をさせていただきまして、ちょっと見栄えのいいような形のものを作成させていただければと思うのですけれども、その確認を。

(竹田) 先ほど潮田委員の質問に対して政策総務以外の部分もお答えいただきました。特別会計についてもお答えいただいておりますので、せっかくお答えいただいたので、全てお答えいただいた部分を数字でお願いしたいと思います。

(委員長) 財政課長、よろしいですか。

(財政課長) そうしますと、A4ペーパー1枚とかに見栄えのいい形でお出しするのに、すみません、お昼休憩後とかという形でお時間をちょっといただきたいと思いますが、ご了承願います。

(委員長) 次に、職員課の課別時間外勤務時間、年休取得状況について。

(職員課長) 課別時間外勤務時間と年休の取得状況でございますが、令和3年1月末現在の課別時間外勤務時間の集計、それから令和2年の年休取得状況につきましての資料、提出が可能でございます。

(委員長) 次に、94ページの返礼品業務の委託先、これはいかがですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら、一覧表はございますが、主な記念品の事業者名を答弁させていただければと思います。

(委員長) 次に、98ページの賑わい創出交流拠点整備事業の設計の概要書、これはいかがですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらまだ委託中ですので、成果品のほう上がっておりません。ただ、なかなかイメージがつかめないようでしたら、内外装のイメージ図はございますので、そちらを提出させていただきたいと思います。

(委員長) 次に、98ページの笠原小学校跡地利活用研究事業の調査委託に関する内容、タイムスケジュール、これはいかがですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらにつきましては、新たに何か資料をとということでもよろしいのでしょうか。今こういったものを何かまとめて作ったものというのは特にございません。

(委員長) ないということなので、提出ができないと。よろしいですね。

(何事か声あり)

(委員長) 最後に、100ページの電算システム系の各委託先の内容について。

(情報システム課長) 令和3年度、まだ契約のほうは済んでおりませんので、リスト自体はちょっとないのですが、口頭で主な委託先につきましては報告させていただきたいと思っております。

以上です。

(委員長) 以上で資料請求の部分については各係からお話ございました。この資料請求については、午後提出できますか。大丈夫ですか。

(何事か声あり)

(委員長) 皆さん、お諮りします。

午後から資料は提出できるという、よろしいですか。竹田さん、質問でこの資料を使わなくても大丈夫ですか。

(何事か声あり)

(委員長) では、一応そういう形で今回資料請求についてよろしく願いいたします。

(竹田) 委員長にはいろいろお取り計らいいただきましてありがとうございます。

では、26、27ページから伺います。他の質問通告も出してあったのですが、他の委員が聞かれて、問題意識が同じだということが分かりましたので、26、27ページで、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金が前年度と比べても減っていますけれども、金額とすれば前年より5.1%増えていますけれども、その根拠についてお尋ねをいたします。

(財政課長) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の根拠はというところのご説明ですけれども、今回の予算計上につきましては、固定資産税等に対して令和2年2月から10月までの任意の3か月の売上げが、前年同時期と比べて30%から50%未満の場合は2分の1、50%以上減少の場合はゼロとなるというものの税務課が見込んだ減収分と同額を見込んでおります。

以上になります。

(竹田) ということは、やはり結構深刻な状況がここからは見えてくるのかなというふうに思いますが、先ほどもいわゆる企業の部分のいろいろな制度の中でやっていますが、実際はどうか、確定申告も始まったり、法人税ですか、法人市民税との関係ではどのように受け止めておられるのか、ちょっと確認をします。

(財務部参事兼税務課長) 法人市民税の状況なのですけれども、昨年同時期と比べますと調定的には約20%分減収しております。申告書の提出もさほど去年の件数とは同等とはなっておりませんので、やはり今回の新型コロナウイルスの影響があったと見込んでおります。

以上です。

(竹田) 分かりました。本当に大変な状況が長引いているというのはよく分かりました。

続いて、58、59です。ふるさと寄附金の中に、先ほど企業のふるさと納税寄附金のことについて他の委員も質問して、行政報告でもありましたあいおいニッセイ同和損保が10万円寄附しましたというのが行政報告されています。ちょっとその中で包括連携というご説明がありました、どんな、ちょっと中身について具体的にお答えください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) あいおいニッセイ同和損保保険株式会社、損害保険株式会社ですが、こちらとは令和2年3月30日に協定のほう締結しております。内容としましては、SDGsの推進に関する連携協定という形で締結させていただいております。

(竹田) SDGsでもいろいろな分野がありますが、特にどんな分野、全体的にこういう方向でいこうという包括連携、意識的な部分なのか、

それとも何か具体的にやろうとしているのかと、ちょっと教えていただきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）SDGsの中の普及啓発に関することということで連携の事項として挙げられておりまして、昨年職員による研修等もあいおいニッセイ同和損保のほうから講師のほうを派遣していただいて実施しております。

（竹田）ということは、その職員の研修に対する謝礼とか、そういうものというのはあるのでしょうか。SDGsそのものの研修ということで謝礼は出していないのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）謝礼のほうは出しておりません。

（竹田）事業連携ということで先ほどもご説明がありましたけれども、確かにSDGsの研修をするということは大事なのですけれども、ではそれはそれとしてやっていただくということが大事だと思うのですけれども、いわゆる企業によるふるさと納税の一番懸念をされるのは企業との、ちょっと表現悪いかもしれないですけれども、癒着の構造を生み出す可能性があるというのが言われているのですね。特にこの企業から研修を受けていると、それはそれでいいのですけれども、そこにふるさと納税寄附金をいただくことによって人的な心理状況が生まれてくる。一番端的に表現がされたのが、東京電力による全く関係のない立地県に献金がされていたという事例がちょっとあるものですから、そういう点での癒着の構造を生み出す可能性があるという点ではちょっと懸念されますが、その点は大丈夫なのか。ありますなんてとても言えるとは思いませんけれども、どうなのかという、ちょっと懸念があるものですから、あえてこの分野で質問させていただいておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）企業版のふるさと納税という制度、自治体のメリットとしてはパートナーシップを構築することで地域課題の解決、地域の活性化だったり、そういったところに結びつくと思っております。また、それによって企業としては社会貢献をしたということで、企業のPRができるということで、お互いに連携しながら地方創生によるまちづくりを進めていくということでこの制度活用していきたい

と思っております。また、進めておりますので、企業の癒着につながるというふうには思っておりません。寄附の代償として経済的な見返りというものも法律で禁止されておりますので、決して癒着につながるということではないと思っております。

(委員長) 竹田委員、あと持ち時間7分くらいです。

(竹田) 分かりました。では、その点は今後ないということをご期待しておきたいというふうに思います。

続いて、58、59です。財産収入の具体的内容についてお尋ねをします。

(財務部参事兼資産管理課長) 予算に計上させていただきました財産の土地売却収入でございますが、これは前々年度、令和元年度の決算をベースに赤道等の払下げ等でこの額を計上させていただきました。

以上です。

(竹田) 昨日の財産売却収入の資料も出していただいて、それでよく分かりました。あとどんなものが残っているのかということで、6か所でしたっけ、の部分のそれが全て入ってくるという受け止めでよいのかどうか、最後確認します。

(財務部参事兼資産管理課長) 前日答弁しました6か所については、ここには含まれておりません。あくまでもここは赤道等の払下げの予算計上という形になってございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を……

(坂本(国)) 1つだけ質問のほうさせていただきます。

個人、法人市民税の減収の見込みについては、先ほどほかの委員さんも答弁をいただきました。それで、この減収分について国から補填をしていただくということですが、普通交付税と臨時財政対策債でということだと思っておりますが、26ページの普通交付税、昨年と同額であります。その辺の理由を伺います。

(財政課長) 普通交付税の算定に当たりましてのことのご説明をさせて

いただきたいと思います。

算定方法に関しましては、基準財政需要額と収入額の絡みで交付税のほうは交付されることになっておりますが、基準財政需要額につきましては令和2年度と同等のものと想定をさせていただきました。その後、基準財政収入額に関しましては税収の落ち込みなどから収入額を約4%程度減と見込み、推計をさせていただきました。その結果、実質交付税、臨財債と普通交付税を合わせた実質交付税総額を77億4,000万円と推計をさせていただきました。臨財債と普通交付税の割合なのですけれども、これまで本市では合併団体ということもありまして、実額である交付税の割合が8割以上を占めておりました。しかしながら、合併算定替の激変緩和の期間が終了になるに伴いまして、実質交付税と臨財債の発行割合というのが財政力指数によって影響を受けるということになっておりますので、交付の割合を約7割ちょっとと見込み、交付税と臨財債のほうの案分をさせていただいたことから、普通交付税に関しましては前年同額と推計をさせていただいて、臨時財政対策債のほうに多く盛らせていただいているという状況になっております。

以上です。

（坂本（国））ちょっと関連してなのですが、令和2年度についてはどのように補正したか、ちょっと確認したくて、お願いいたします。

（財政課長）普通交付税、臨時財政対策債ともに当初予算で計上させていただいた後に算定事務が夏ぐらいから行いまして、7月、8月とかで算定を行います。その結果、額が変わった場合は、毎年9月補正で普通交付税、臨時財政対策債の補正予算を計上させていただいております。以上です。

（委員長）ほかに質疑ございますか。

（なし）

（委員長）それでは、以上で質疑を終結いたします。

次に、一般会計予算のうち歳出の説明に入らせていただきます。ご準備をお願いいたします。

では、歳出の説明をお願いします。

(説明省略)

(委員長) 以上で歳出の説明が終わりました。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時 27分)



(開議 午後零時 59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、引き続きまして議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の質疑に入りますが、その前に財政課長のほうから話が。

(財政課長) 午前中の私の答弁の中で、加藤委員に対しまして、財政調整基金の残高はというご質問ありました。私のほうで「約11億6,400万を見込んでおります」とご回答させていただきましたけれども、正しくは「約11億600万円を見込んでおります」となります。ご迷惑をおかけしました。訂正のほうよろしくお願いいたします。

(委員長) それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(加藤) それでは、通告でメモを出させていただいた順で、ページをお示ししながらご質問させていただきたいと思います。

まず、131ページ、そこには市県民税の課税賦課事業ということで、そういう事業ありますけれども、質問で11番を示させていただきました。申告事務として、新型コロナの中で確定申告や市県民税の申告者数の動向というところになります。先ほど竹田委員さんのほうからも申告のところでご質問触れたものがあったのですけれども、今のご時世の中では、例えばパソコンでもできたりとか、ちょっと環境が昔からでいうと変わってきておりますけれども、コロナの影響も含め、どんな感じの申告者数の推移があったのか、その動向を聞かせていただきたいと思います。

(財務部参事兼税務課長) 確定申告及び市県民税の申告に関わる会場での受付は、2月12日から3月15日までの20日間となっております。今回の申告につきましては、新型コロナウイルスの感染防止策としまして、本市では電子申告や郵送での提出を推奨しております。現在も申告受付

期間中ではありますが、来場者総数は前年と比べまして約1割減少しております。市県民税の申告の提出につきましては、郵送での提出が前年と比べ約3.6倍増えているという現状になっております。

以上です。

（加藤）1割減少ということで、いろんな要因があると思うのですが、DXの推進というのもありますので、私も今後申告者がどのように利便をもってやるのか注視してまいりたいと思います。

では、12番のところに移りますが、今回申告の期限がちょっと延びますね。これはコロナの影響で特別な配慮をしているわけですが、その影響で、新年度に今度は課税で納付書を発送していく過程がございますが、そこには例年どおりその時期に発送できるのかなというちょっと疑問があるものですから、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

（財務部参事兼税務課長）市県民税におきましては、特別徴収と普通徴収とで納付書の発送時期が異なっております。特別徴収につきましては、例年5月15日頃、普通徴収につきましては6月10日頃に納付書を発送しております。スケジュール的にはタイトではありますが、去年も同様に申告期限が延長されておりますので、去年の事務処理を踏まえ、納付書発送を行っていきたいと考えております。

以上です。

（加藤）大変だと思うのですが、頑張ってくださいと思います。

では、部門が収税対策課さんのほうに変わるのですが、ページでいいますと133ページのところに収税対策課のいわゆる賦課徴収費庶務事業とか、その辺のが並んでまいります。そこに関連しまして、13番で書きました、いわゆる税金を払うということになると、いわゆる預金、そういったものがどれだけあって、払う能力がどの程度というふうに見込んでいるかなど。やはりコロナの影響を鑑みてちょっと気になるところなので、もし納税資力の見立てという見地で何かつかんでいるものがあれば教えてくださいたいと思います。

(財務部副部長兼収税対策課長) ご質問の納税資力ということですが、新型コロナウイルス感染の拡大により昨年の4月の緊急事態宣言を受けて、外出自粛や非接触での新しい生活様式などによる影響は少なからず所得の減少を招くと推測されます。一方では、バブル崩壊後以来の株価の高騰や日銀統計では預金残高が令和2年12月の前年同月比9.3%の伸びを示しています。この背景には、新型コロナウイルスの感染拡大により企業が設備投資や経費等を抑制し、手元資金の確保を優先していることや、家計が消費を抑えていることに加え、コロナ対策で支給された特別給付金などのうち使われなかった分が預金に回されたと推測されるものです。今後所得減少による令和3年度の市県民税の調定減少が予測されるものの、納税資力はある一定程度留保されているというふうに考えております。

以上です。

(加藤) 今お答えいただいた中で日銀の調べでしょうか、預金のほうが9.3%と。ああ、そうなのだということですがかなり驚いたのですが、そこでちょっと14番の質問のほうに絡んでくるのですが、そういった預金残高から見た納税資力というのは一定のものが確保されるだろうというところであるのですが、全員がそのシチュエーションにはまるわけではないので、令和2年度における納税状況、直近の状況とかで気になる動向とかは見えないかどうか、そこもちょっと教えていただきたいと思います。

(財務部副部長兼収税対策課長) 令和2年度の納税状況ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が直接的に収納に影響するかは不透明な部分がございます。その上で、埼玉県の個人県民税調定収入状況では、令和2年12月末の現年度分収納率は、県内63市町村中44市町村で前年度と比べて増加し、滞納繰越し分では46市町村が前年度同月に比べ向上しています。しかし、本年1月の緊急事態宣言発令後の1月末では、現年度分収納率では県内24市町村、滞納繰越し分では県内40市町村が増加している状況で、12月とまた変わった状況が示されております。その上で推測されることは、緊急事態宣言や外出自粛、テレワークの普及などにより

各納税者の遊興費の支出が減少し、納税に回っているということで推測されますけれども、今後新型コロナウイルス感染症が長期化した場合には、社会情勢にもよりますが、納付困難事案も増加してくることも推測されるため、早期の感染の終息を見守っているところです。

以上です。

（加藤） 了解いたしました。

それでは、ちょっと視点が変わるのですけれども、15番のほうです。現年度重視というのが私この税のほう、今までこの委員会出ていてそういうスタンスをお取りになっているのだろうなって感じで捉えています。普通徴収のことを考えると、実際には所得があったときから支払いが終わるまで1年ちょっとかかる関係から、シチュエーションがその方その方で変わってしまうと、納税できる力というのがかなり変わってしまうと思います。ということで、収税対策課さんのほうのスタンスの取り方で、現年度重視、その重要性というものについて、私はそう思っているのですけれども、どのようなお考えがあるかちょっと確認したいと思います。

（財務部副部長兼収税対策課長） ご質問にあります現年度重視の件ですが、収税対策課では滞納者から納税相談があった際は、まず現年度分の納付について納期限内納付を指導し、過年度分につきましては収入状況等を聴取した上で分割納付による納付を指導しております。これは、現年度分徴収率を向上させることにより滞納繰越しとなる額を抑制するとともに、滞納繰越し分については財産調査等に基づき財産形成をしている場合や私債権を優先している場合等については差押え処分を実施し、資力回復の見込みがない場合などについては執行停止の処理を行っており、この結果、滞納繰越し分の調定額は減少しています。新型コロナウイルス感染症により新たな生活様式が求められていることもあり、令和3年度より非接触による収納方法であるラインペイ、ペイペイによる取扱いを開始いたしますので、引き続き市税の現年度分の納期内納付を推進し、収納率向上に取り組んでまいります。

以上です。

(加藤) 今のご答弁から、滞納繰越しの分を減らしている、減っている、そういう努力をされているというのが感じ取れました。

今度16番の質問に絡んでくるのですけれども、滞納繰越し分、そちらに回るのは、その事情としては職を失ったとか、あるいは体を痛めて働くことが非常に難しくなったとか、会社が倒産したとか、非常に難しい方の割合が高まるのだと推測します。そこで、滞納繰越し分における予定収納率をどのぐらいで見立てているのかお伺いしたいと思います。

(財務部副部長兼収税対策課長) 令和3年度の滞納繰越し分の予定収納率につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による特例猶予制度が適用されたことにより、令和3年5月以降に猶予期限が許可されているものについては、令和3年度の滞納繰越し分として収納されることとなります。このため、収納や滞納処分による差押えや執行停止等により滞納繰越し分の調定額が減少する中で、猶予をされたものが収納可能額として見込めるため、前年度を上回る予定収納率といたしました。具体的には、個人市民税滞納繰越し分を昨年30%から令和3年度は32%、法人市民税滞納繰越し分を25%から60%、固定資産税、都市計画税の滞納繰越し分を30%から40%へ、軽自動車税につきましては、猶予申請がないこともあり、令和2年度と同じ25%を見込んでおります。以上です。

(加藤) ご答弁いただいた中で、特に個人の市民税30%、これいろんな事情があって滞納繰越しになっているはずなので、かなりハードルはあると思うのですけれども、頑張ってくださいと思います。

では、次に行きます。職員課のほうで、ページでいいますと83ページに職員研修事業というのがございます。職員研修事業。主立ったものでどういったメニューがあるのかということと、18番も併せてオンライン等の活用はというのが、今このご時世ですので、テレワークなども依然として推奨されている状況の中で、何かしらそういったICTを活用したものの工夫の余地もあるかと思うので、その辺のご見解をちょっと17、18まとめてお伺いできればと思います。

(職員課長) 職員研修のメニューでございますが、大きく分けて階層別

研修、選択研修、専門研修、特別研修の4つに分けられております。階層別研修につきましては、新規採用研修から課長級研修まで各階層に応じて全ての職員が受講する研修であり、選択研修につきましては地方公務員法や地方自治法、民法、行政法などを希望により受講するものがございます。特別研修につきましては、女性活躍推進の研修ですとか、自治体大学の研修、あるいは国土交通大学校等がございます。オンラインの活用についてでございますけれども、職員課が実施をいたします単独研修におきまして、これまでオンライン研修の実績はないところでございますが、令和3年度にオンラインの活用した研修、現在のところまた予定というものはないのですけれども、市役所本庁舎あるいは新館ではWi-Fiの環境が整備をされております。各課にタブレット端末も配付をされていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大等によりまして外部講師に来庁していただくことが難しい状況となった場合などには、研修の委託先の状況にもよりまして、オンラインを活用した研修の実施についても研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

（加藤）我々議員のほうには棚のところにいくろんなチラシでこういう研修ありますわというのがあって、そこには今オンライン、オンライン、オンラインみたいなのもあるので、今後のコロナの状況いかんですけれども、そういった余地も、あと働き方改革の視点からも研究を進めていただくものかなと思います。

では、次に行きます。秘書課のところで、これはページでいいますと85ページのところです。ホームページシステムになりますけれども、各セクションがホームページにアップしていくときに、やっぱり人間ですから間違いもあるのですけれども、そこが各セクションがお作りになって、どういうチェック体制の中で市民の皆さんが見える化ができるのかというところのその体制をちょっと確認したいと思います。

（秘書課長）ホームページのシステムのアップ体制ですが、担当課において掲載データを作成した上で、担当課長が内容のほうの精査、確認をされまして1次承認作業を行います。その後承認申請がされた案件が

秘書課のほうに送られてきまして、秘書課においてアクセシビリティのチェックや市民の方が分かりやすい見出しとなっているかどうかの確認を行い、秘書課において最終承認の上、公開となります。

（加藤）アップしていくに当たっては、例えば重要なお知らせであればその本文がどこのページにあるかも、見つけるの大変だと思うのですが、お知らせ欄のところにきちっと載っているかとかという視点も担当課長がチェックするということですね。分かりました。では、そこは質問オーケーです。

では、次に総務課でしょうか、文書管理システムですから、87ページになります。文書管理システムの中で、今後DXなんかの兼ねていくと、以前も聞いたかもしれないですが、電子決裁とか、いろんな今後の研究、検討事項あると思うのですが、そのDX絡みで何かしら文書管理システムのこういうふうにとちょっとするのも研究しなければいかぬとか、何か考えていることあったらちょっと教えていただきたいと思います。

（総務課長）文書管理システムにつきましては、来年度入替えに向けての準備を進めてこれからいくわけですが、DXの推進につきましては、デジタル化を推進するための部課を超えた横断的意見を集約するための組織としまして、デジタルトランスフォーメーション推進会議というものを組織するという話も聞いておりますので、その会議の中でペーパーレス化や電子決裁についてご意見を伺っていきたいと考えております。

以上です。

（加藤）今後、では見守って注視してみたいと思います。

では、次が97ページ、行政評価の推進事業がございます。この行政評価というのがいいタイミングでちゃんとこの年次のものをこのタイミングで行政評価して、それがどここの次の作業につながるみたいな、ここをちょっとどんなスケジュールなのか確認させてください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）行政評価につきましては、まず8月頃、各課のほうで前年度実績の入力、それから評価、新年度に向けた事

業展開の立案をしてもらいます。その後、9月から10月にかけて実績値のほか社会情勢、例えば昨年であればコロナとかDX、SDGs、そういったものを考慮しながら進捗状況や新年度の計画について総合政策課のほうと打合せを行っております。その部分を反映できるものをしっかりと反映して行って、新年度の予算のほうに計上する形を取っております。

（加藤）一般の市民の皆さん方、ホームページで見る限りだとその公表がちょっとずれてはいると思うのですが、内部的にはそういった昨年のをチェックして、それが次の予算を考えるに当たって反映される、あるいはそれをベースにいろいろ検討されるということが分かりました。了解です。

では、99ページのほうに移ります。99ページ、賑わい創出交流拠点整備事業、先ほどご説明いただきましたけれども、にぎわい創出、それと交流、そういう拠点という位置づけなのですから、もうちょっと具体的にどういった視点があるのかを確認させてください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの整備につきましては、まず産官学連携により本市の地方創生の政策を横断的かつ効果的に推進するための拠点を整備するものでございます。まず、にぎわいの創出とは、人が集まるということはもちろんなのですが、地域経済の活性化、それから好循環を促しまして活力を生み出すことと考えておりました、食と健康をテーマに大学や農産物生産者、民間事業者の連携により取り組むこととしております。具体的には、地場製品の消費拡大、大学との共同研究、定期的なイベント等によりにぎわいを創出していきたいと思っております。交流につきましては、ターゲットを絞った事業展開を行いまして、世代や価値観の同じ者同士をつなげ、交流を促進していきたいと考えております。

（加藤）時間の関係で、次進みます。

23番、笠原小学校跡地利活用研究事業ですけれども、笠原小学校跡地活用の庁内検討委員会の検討結果、それと令和3年度に実施する内容などについて、地域の方にはどのように周知しようとしているのか、ちよっ

と考え方を教えてください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）令和2年12月から3年の2月にかけて検討委員会、調査部会、それぞれ3回開催をしております。その中で幾つか活用方針等も検討してまいりましたが、まず基本的な考え方としまして、総合振興計画における将来都市像や重要施策の取組の方向性、そういった部分と整合性を図ることを前提に、地域の意向を踏まえた活用、地域の意向を踏まえて検討を進めていく、また民間事業者等により活用の提案も積極的に受けるといった形で進めていきたいと思っております。そういった内容や大まかなスケジュールについて、3月の広報と併せて回覧を地域に回しまして周知のほうを図っていききたいと思っております。

（加藤）103ページのほうのこれ情報政策部門ですね、移ります。

ファイルサーバーの保守委託がございしますが、端的な回答で結構です。通常リース物だと5年ぐらいリースするのだと思うのですけれども、サーバーには文字データのみならず写真とかいろいろ入ってくるので、5年間分のキャパシティーがちゃんと問題ないですよなのか、結構増量しないとやばいのですよねなのか、その辺のところを教えてください。

（情報システム課長）ファイルサーバーのキャパシティーにつきましては、バックアップの領域を除きますと4テラバイトになります。サーバーの使用期間なのですが、現在のサーバーにつきましては平成29年11月1日から令和4年10月31日まで、あと1年間の保守延長を予定しておりますので6年間使用する予定となっております。キャパシティーが不足するかどうかという問題なのですが、実際業務で使用しているデータの保管場所となりますので、過去のデータであったりとか、音声とか動画のデータでありますものはDVDなどの外部媒体に保管するように指導しておりますので、容量が不足するという事態はないと考えております。以上です。

（加藤）了解です。

それでは、25番、ペーパーレス会議、今現在はタブレットを一定の方にお配りされて、それでペーパーをなくしていくみたいなものだと思うの

ですけれども、これ離れたところでも資料が見れたりして、あるいはオンライン会議もできると思うのですけれども、将来こんなふうに使いたいなというふうなものが今検討されているのであれば、現時点でどんな話があるのか聞かせていただきたいと思います。

（情報システム課長）ペーパーレス会議システムにつきましては、現在スタンドアローン型とクラウド型、2種類のシステムを使い分けております。スタンドアローン型につきましては、庁内サーバー機で会議資料等扱うため機密性の高い文書を取り扱います経営政策会議であったりとか、庁内調整会議などで活用しております。クラウド型につきましては、インターネットのクラウド上のサーバーに会議資料をアップするため、機密文書を含まないもので使用しております。具体的には、庁内研修であったりとか、今回令和3年3月の定例会からでは議会資料等の閲覧でも使用しております。ペーパーレス会議システムのタブレット端末は、課長級以上の職員に1台ずつ配付しております。会議や議会がないときは窓口でホームページの情報を見ながらのご案内や、ウェブ会議等で活用しております。導入いたしましたタブレット端末は、Wi-Fiモデルであるため、緊急時や災害時にウェブ会議を行う場合にはWi-Fiの接続によるインターネット環境が必要となっております。現在では、令和2年度に整備いたしました公共施設のWi-Fi対象施設で利用可能となっております。

以上です。

（加藤）次の26番は、イエスかノーかで大丈夫です。共同クラウドの使用料、共同クラウドについては、前これもちよっと記憶の範囲で、情報系のインターネットで、外に出るときにウイルス対策とか、その出入口のセキュリティーちゃんとしなければいかぬというのが、今県と共同でやれているというふうな話聞いたことあったと思うのですけれども、そのことでいいのかをお答えいただければと思います。

（情報システム課長）今回の予算上に載っております共同クラウドにつきましては、インターネットの接続口とはまた違いまして、埼玉県市町村共同クラウドという名称になりまして、県と県内の市町村が安全に共

同利用するためのクラウド基盤である専用のデータセンターやシステムサーバー群を構築、提供するもので、そのクラウド基盤の利用料のことになります。実際本市におきましては被災者支援システムを共同クラウドのサーバー上に構築いたしまして、その使用料のほうを予算化してお支払いしている形となっております。

以上です。

(加藤) 最後です。

電子申請のところになりますけれども、たしか県と市町村が連携しながら電子申請に参加できるものもあろうかと思えます。一方で、本市独自のものもありましたっけというようなところですか。それと、この部分の推進は引き続き進めていく考え方なのか、その辺のところをお話しいただきたいと思えます。

(情報システム課長)本市が活用しております電子申請につきましては、埼玉県市町村電子申請システムであったり、国のオンラインサービスでありますぴったりサービスによる電子申請を利用しております。将来に向けた方向性としまして、国におきましては来年度より一部の行政手続をメールで受け付けることが報道されておまして、今後は電子申請と併せまして、個人情報等を含まない、簡易で軽微、定型的な申請等につきましては、本市におきましても、メールでの手続等についてセキュリティー委員会等で検討を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(潮田) それでは、通告してありますので、それに従いまして質問させていただきます。

最初に、83ページ、人事給与総合事務システム事業、これシステム使用料が、昨年が281万2,000円、今年度2,191万6,000円。この大幅増の理由について伺います。

(職員課長) システムの使用料の関係でございます。昨年度のシステムの… …

(すみません、ちょっとよく聞こえないんですけれども、マイクの声あり)

（職員課長）すみません、失礼しました。昨年度のシステム使用料についてでございますが、これは令和3年3月、今月に新システムに更新を行っており、昨年度当初予算のシステム使用料281万2,000円は、今月1か月分のシステムの使用料でございます。この新システムにつきましては、5年間の債務負担行為の税込み総額約1億6,500万円のうちの1か月分ということでございまして、令和3年度の2,191万6,000円につきましては、契約金額が確定した後の新システムの1年間、12か月分のシステムの使用料であることから、数字が大きくなっているものでございます。以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、89ページ、出納事務事業で、コンビニエンスストア等収納代行業務委託料、これについての詳細をお願いいたします。

（会計課長）それでは、コンビニエンスストア等収納代行業務委託の詳細について申し上げたいと思います。

鴻巣市では、平成23年度よりコンビニエンスストアとモバイルレジでの収納業務を行ってまいりました。また、令和元年度よりペイビーを追加し、市税等納入者の利便性を高め、収納率の向上を図ってまいりました。令和2年度にプロポーザル方式により業者選定を行いまして、令和3年度よりスマートフォンアプリを使ったラインペイ、ペイペイの収納を追加導入し、簡単で便利なスマホ決済が可能となり、さらなる利便性の向上を図りたいと思います。また、スマホアプリを使った収納が増加する見込みを踏まえまして、予算においても増額になっております。

以上です。

（潮田）そういたしますと、これについては1件当たりどのくらいかかるという試算になるのでしょうか。業務委託でざっくりという形になるのでしょうか。

（会計課長）こちらに関しましては、1件当たり55円の単価ということで計算させております。

以上です。

（潮田）今55円という話でありましたけれども、ほかの決済に比べてこ

れは安いということになるのでしょうか。

（会計課長）主な税等の収納に係る比較になりますが、口座引き落としに関しましては1件当たり10円、そして銀行等の窓口等で納付する場合には、窓口ではゼロ円という形になっております。しかし、窓口で納付した後に事務処理を行う際のデータ処理のためにかかる費用としましては1件18円の費用がかかっております。
以上です。

（潮田）分かりました。これは市民にとって利便性があるということで、市としては少し負担がかかるかなというふうに思います。

すみません、97ページのまち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業で、これSDGsのファシリテーター取得に関わる経費ということかなと思うのですが、この経費、人数、それをどう活用するのかをまず伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらのまずファシリテーターの経費でございますが、1名13万2,000円となります。人数につきましては、総合政策課の職員1名で取得する予定です。活用方法は、出前講座や職員の研修、また学校などでも実施できたらというふうに考えております。

（潮田）SDGsの啓発、すごく大事ですので、私もいろいろなところでSDGsのゲームであったりとか、カードゲームだったり、いろいろ参加しておりますけれども、このファシリテーターを市の職員がやるということは、その方はずっと総合政策にいるということでしょうか。その職員がほかの課に異動になった場合、この13万からの予算どうなっていくのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）異動した場合、ずっといるということはないかと思うのですが、異動した場合も当然異動先の部署でも関係する団体等に向けて講座の開催等できると思いますし、また市職員でありますので、同様にファシリテーターとして資格のほうは有効に活用して行って、研修等開催をしていきたいと思います。

（潮田）このファシリテーターは、私もいろんなところに参加するたびにいろんなファシリテーターお会いしますけれども、外部でお願いをし

た場合に、1回当たりどのぐらいかかるという計算、要は市の職員でこれをやるというのはそれなりの意味があるからということだと思っておりますけれども、1回お願いすると幾らぐらいかかるという計算をしているのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらで去年実施したあいおいニッセイ同和損保のほうでやっていただいたのですが、その協定を結んでおりますので、またやっていただくことは可能かとは思っておりますけれども、やはり回数というものが限りがございますので、大体お願いすると十数万から数十万円かかるというような話は聞いております。

（潮田）そうですか、分かりました。ちょっと私が聞いているイメージと少し違うのですが、いろいろカードゲームとかにしてもいろんなSDGsの普及啓発のいろんなパターンがありますので、一概には言えないかと思うのですが、これしっかりと活用していただきたいと思っております。

続きまして、同じく97ページ、シティプロモーション推進事業の中のフラワーデザインアート製作業務委託、この内容について伺いたいと思っております。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらにつきましては、今包括連携を結ぶ鴻巣高校、それから鴻巣女子高、ものづくり大学等の生徒や、また観光大使等をお願いをして、今後デザインを鴻巣駅の自由通路のほうにしていきたいというふうに考えております。デザインについては、花と緑都市宣言もしておりますので、花や緑、それからコウノトリ、ひな人形等を今のところ考えております。

（潮田）それは、立体的に花を飾るスペースということでしょうか。または平面的にというか、お花のアートだと上から見て花で絵を表すとかというイメージを持っているのですが、そうではなくて、あそこの自由通路に駅から降りた方が、降りてきたときに上から見るのではなく横から見られるという、そういうようなイメージなのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）壁や窓等を活用してデザインのほうをしていきたいというふうに考えております。

(潮田) そうしましたら、99ページ、賑わい創出交流拠点整備事業についてでありますけれども、食と健康をテーマとした産官学連携、来年4月オープンとのことでありまして、日本薬科大、女子栄養大との連携はどのような研究開発、連携なのか伺いたいです。特産物の提供、これは提案説明のほうでありましたけれども、特産物の提供という言葉もございました。これはどういうものを考えているのか伺いたいです。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 薬科大と女子栄養大につきましては、令和元年9月4日に地場産業の振興等に関する包括連携協定を締結しております。実際には、両大学の協力を得て特産品を活用した食事メニューの研究をしているわけですが、その内容、実際に、ではどんなものを活用するかというところですが、現在はやはりエディブルフラワー、食用花と、あとは梨、こうのとりの伝説米、あとは季節の野菜等、そういったものが候補に挙がっております。

(潮田) 実際エディブルフラワーといっても、市内の中でやっている農家さんは2軒かなと思います。これについては、やはり市内の花農家さん全体へのご理解とかということも必要になってくるかなと思いますし、またどうしても野菜といってもこれというものがなかなかないのが現実かなというふうに思っているのですけれども、新たに何かブランドをつくっていくイメージというものもこの大学、産官学との連携の中でやっていくという考えなのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 新たなものも含めまして、今後農政課を通じて生産者の方やJA等と協議を進めていきたいと思っております。

(潮田) ここでブランドイメージをつくるのが後に道の駅で物を売るとかというときの布石というか、になっていくかと思っております。ただ、もう来年4月スタートというふうになると、農作物についてはもうタイムアウトというか、半年でできるものはいいですけれども、やはり今の時点でかなり考えておかないと農作物を含めた特産物というのは非常に難しいかなというふうに思っております。これを実質的に進めていくといっても、もうやっぱりある程度スケジュールをつくらなければいけない

と知っているのですけれども、いつぐらいまでに特産物特定とかというのをするとかといったスケジュールはあるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今現在、関係者の会議ということで、大学、それから運営事業者パートナー、あとは関係各課とウェブ会議等で実施しているところでありますので、実際に大学の先生も入って研究の内容等打合せをしておりますので、できる限り早く、来年度中には準備をしなければならないので、できるだけ早く何かしら形をつくっていききたいというふうに思います。

（潮田）それでは、これは期待をするというところになります。先ほど加藤委員の質問の中でもありましたけれども、世代とか価値観とか、あとどの世代をターゲットにするのかなというのがちょっと、そこについては明言なかったのですけれども、どの世代をターゲットにするというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）世代のほうは、もう子育て世代、お子さんに対する食事とか、あとは当然高齢者に対してもあると思いますし、様々な世代について実施していきたいというふうに思っています。また、学生に参加していただいていますので、学生と大学と連携してイベントを開催する等でいろんな情報発信の効果もあると思いますので、そういった部分で周知のほうも工夫をしていきたいと思えます。

（潮田）分かりました。

それでは、次が同じく99ページ、花のある暮らし応援……

（何事か声あり）

（潮田）さっき聞いたから、いいです。笠原はもういいです。すみません。笠原の件は先ほどもありまして、またきっとほかの皆さんも聞くとと思うので、いいです。

花のある暮らし応援事業のこれはやはり提案説明の中で継続性のあるアピールという表現がありました。どういったことなのか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらは、転入世帯や新婚世帯を対象に、花のチケットを配布するということなので、花のまち鴻巣市民としてのシビックプライドというものを醸成をしまして、定住につなげる

というような狙いがございます。その中で継続的に実施するということは、花と緑を生かしたまちづくり、これは市だけでなく市民の皆さんにも協力していただいて、協働して進めるといったような考えでございます。

（潮田）これに関しては総合政策、総合政策だと全体になるのかな、私が思うには、今いろんなところの市町村のホームページを見ますと、その市が目指している形というのが最初のトップページでイメージがすごく湧いてくるのですけれども、鴻巣市のホームページ上で花のあるまちというところが思いっ切り出てくるようなのではなくて、とても事務的な雰囲気はすごく強くありまして、これは秘書課にも関わるのだと思うのですけれども、この花のある暮らしというのが、今年度の予算でもたくさん花いっぱいとか、花のあるとかというのが表現されておりますので、ホームページ上でやっぱり新しく越してきた方とかに継続してイメージというふうになっていく、住んでいる方もそうですけれども、市のホームページのトップからそういうイメージになるような柔らかいイメージというのをつukれないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今ちょっと秘書課長の隣にいますけれども、そういったことも可能ですので、当然明るくなりますし、市の花のPRにもつながりますので、ぜひ検討を進めさせていただきたいと思っております。

（潮田）次、100ページのフラワーギフトについてであります。これも同じく花でありますので、鴻巣市内の花たくさんありますけれども、お花屋さんに行ってこれが鴻巣のだよねというのが分かるようなラベルとかというのはないかなというふうに思うのですけれども、せっかく鴻巣市の花が鴻巣で売られるのであれば、ポットだとか、またよくお花の名前を挿しているのとかありますよね。そういうところにオリジナルラベルをつけるとかって、そういうような工夫って……すみません、これ通告から外してあったかな。外してありました。すみません。では、これはいいです。でも、もしこれ答えられれば、そういうようなことを考えて

いるのか伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）これから協力いただける花屋さんとの調整をしていく予定ですので、そういった部分も花屋さんどれだけできるか分からないのですが、協議のほうを進めていきたいと思います。

（潮田）続きまして、先ほどのお花の件は本当に期待をしたいと思います。ここまで言っているのに何も変わらない、ホームページ変わらないという嫌だし、お花屋さんに行って鴻巣の花というのが分かるというのはすごく大事なことだと思いますので、まだまだ鴻巣市が花のまちだといってもどこに花があるというふうに言われてしまう場合がありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、105ページ、DX推進事業についてでありますけれども、令和3年度、具体的に進めるデジタル化は何なのか、RPAを活用できる可能性をどう探るのか、まずはそれについてお願いいたします。

（情報システム課長）令和3年度につきましては、窓口業務電子化推進業務に取り組みます。現在の市民課受付窓口におきます業務フローや窓口体制を来庁者の視点から再確認するとともに、業務効率化の面からも再確認しまして、ICTを活用することにより市民の皆さんにとって利便性の高い書かない窓口を実現し、市民サービスの向上と事務の簡素化の両立を目指した窓口業務の改革を推進してまいります。

RPAの活用につきましては、本年3月5日に各所属長さん宛てに業務効率化に向けた事前調査を実施いたしました。RPA等の対象となる業務の調査を実施しております。調査の結果につきましては、デジタルトランスフォーメーション推進会議におきまして、RPAによる業務処理の可能性につきまして協議する予定となっております。

以上です。

（潮田）市民の中にはITに非常に不慣れな方も多くいらっしゃいます。デジタル推進のための講習については、総務省のほうだったでしょうか、講習会をやる、デジタル支援推進事業でしたでしょうか、これについては各市町村からの提案型というふうに聞いております。全国で1,000自治体というふうに聞いているのですけれども、鴻巣市これ手挙げはして

いるのでしょうか。

（情報システム課長） I Tに不慣れな方などにオンラインによります行政手続やサービスの利用方法などに対する助言、相談などの支援につきましては、デジタルトランスフォーメーション推進会議におきまして国や県の動向を注視しつつ、デジタル活用支援員などの支援体制の活用を検討してまいります。具体的には現在、手は挙げていない状態です。

（潮田）これぜひとも手挙げしていただきたいと思います。国が100万だか120万ぐらい出すというふうに言っていますので、それと自治体とauだったりドコモだったりとかという、そういう携帯会社とのコラボで自治体にI T化を浸透させるというのが目的というふうに聞いておりますので、4月にはたしかもう締切りになってしまうはずですので、どうかこれお願いをしたいと思います。

これについてもう一点、先ほど加藤委員の質問の中でデジタルトランスフォーメーション推進会議を立ち上げるということでありましたけれども、そもそもがD Xでできることというのがそれぞれの課の方にとっては分からないことってすごくたくさんあると思うのです。何がどういふふうに課題なのかということを見ることができるのは、私はI C T推進課の方が各課から上がってくるのを待つのではなくて、I C T推進課の方が見て回る中で課題発見があるというふうに思うのですけれども、この推進会議の構成員というのはどういう方がやるのでしょうか。

（情報システム課長）現在想定しておりますのは、副部長さんを委員として考えております。

（潮田）これについては、やはりどうしても自分なんかもまだまだすごくアナログでございまして、デジタルといっても何がどういふふうに課題なのか、何がD Xでできるのかというが見えないのです。分からないのです。何がどう困っているか、何が困っているのかも分からないくらい今までの業務で当たり前になってしまっていることが実はすごく楽になるというふうにも聞いております。このR P Aにつきましては、今私が注目しているものでは税務関係がすごく楽になるというふうに聞いております。これについては、税のほうとかとも協議はしているのでしょ

うか。

（情報システム課長）本年度、令和2年度なのですが、RPAの実験的なこととしまして、税務課におきます特別徴収に係る給与所得者の異動の届出の入力等、AIOCRを活用して実験をしております。それなりに結果が出ていると聞いておりますので、税務課の今後、それ以外にも収入がゼロの方の申告の入力だったりとか、そういった部分でも今年度実証実験のほうを行っております。来年度に向けましてまた、税務関係だったり、事務の効率化が図れるような事業があれば積極的にRPAで導入していきたいと考えております。

以上です。

（潮田）すみません、しつこいようではすけれども、税務に関しては償却資産データの入力だとか、軽自動車税に係るデータの入力の自動化、これで時間の9分の1、10分の1になったとかということも聞いておりますので、ぜひともこれを推進していただきたいと思っております。

続きまして、115ページ、職場安全衛生事業についてですけれども、職員の中でコロナによる休職等の影響があるのか、臨床心理士への相談件数、また現在の、これすみません、求職って、これ「求める」ではなくて休んでいる方の数字です。心療内科にかかっている職員への配置等についてはどのようになっているか伺います。

（職員課長）新型コロナウイルスを原因とします健康面、メンタル面での不調となって休職というような職員は、今のところございません。

それから、臨床心理士の相談件数でございます。令和2年度につきましては、2月末現在で2件ということでございます。

それから、心療内科へかかっている職員の配慮はということでございますけれども……すみません、それと休職者の数ですね。失礼しました。

休職者の人数でございます。令和3年3月1日現在ですけれども、90日以上休んでいることによりまして分限休職となっている職員、9人でございます。いずれもメンタルクリニック等の心療内科に通っている状況でございます。そういった方につきましては基本的に毎月1回実施をしております職員相談ですとか、診断書の提出時に合わせまして本人と

面談をして通院の状況ですとか、家庭での過ごし方、医師からのアドバイスの内容等を確認をしており、復帰に当たりましては、本人の意思や診断書における主治医の意見等も参考として、状況に応じて人事上の配慮を行っております。

以上です。

（潮田）先ほど今、人事上の配慮をするというふうにありましたけれども、これは年度内においても次の年度になるまでではなくて、年度内においても異動ということも考えられるということなのではないでしょうか。

（職員課長）年度内におきましても、必要に応じて人事異動等を行っております。

（潮田）分かりました。これについては、今コロナで結構大変な方が全国的にも多いわけですから、市の職員でいないということもないとは思いますが、今テレワークが今まで以上に多くなっているという傾向というのはある、心療内科に関わる部分を含めてテレワークを多くしている、そのことで配慮しているという職員はいないということでしょうか。

（職員課長）心療内科等の通院、かかっていることを原因としてのテレワークというのをございませぬ。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 5 8 分）



（開議 午後 2 時 1 5 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（坂本（晃））それでは、87ページですけれども、ファイリングシステム事業の中の11番の廃棄文書溶解手数料、僅か6万円ぐらいなのだけでも、この溶解というのはどういうことなのかなと思ったのですけれども。

（総務課長）お答えします。

4月になりますと保存年限が満了になる文書が発生します。文書につきましては、個人情報等が含まれている文書であるため、安全、確実に処

理しなければならないことから、溶解して処理をしているわけです。具体的な文書の処理についてご説明をいたしますと、文書は段ボールでできた文書保存箱に入って保存ずっとされているわけですが、その文書保存箱ごと業者の方が用意したトラックに積み込みまして、工場まで運んでいただきまして、工場内の大きな釜みたいのが、専門的にはパルパーという機械とかというらしいのですけれども、その釜に文書保存箱を未開封のまま投入して、水と一緒に攪拌して溶解をするというような作業になります。溶解処理後は、業者のほうから溶解証明書というのも発行されます。溶解された文書は、最終的にはリサイクル紙となる、トイレットペーパーとして再生されます。令和2年度につきましては、7,880キロの文書を溶解処理をしております。

以上です。

（坂本（晃））初めてそういうこと聞いたけれども、多分我々のこういう文書なんかも議会事務局へもう要らないよと持ってくるのと焼却場へ持っていくと思うのです。多分そういうふうに処理していると思う。だから、これは本当に個人情報絶対出さないようにということでこういうやり方をしているということの理解でいいですか。

（総務課長）はい、そのとおりです。

（坂本（晃））そういうふうに扱うのは、今言った保存年限がもう来たというものだって話だったけれども、どのくらいのそういう文書の種類とか、どういうものがそういう対象になるのだろう。

（総務課長）文書の種類としましては、3年保存文書であったり、5年保存文書、あとは10年保存文書、あとは1年保存文書も書庫には保存はしていないのですけれども、そういったものも対象として持っていております。

（坂本（晃））全部ではなくてもいい。例えば、では1年とか3年とか5年とかという、その段階ごとにどういう文書がこういうふうになるのだから、その文書名、こういう文書だって分かるような、そういう表現をお願いしたいのですけれども。

（総務課長）文書名としましては、例えば10年保存とかですと支出伝票

だったりとか、あと5年文書ですと……すみません、あとは県や国等から通知される文書だとか、そういったものが対象となっております。

(坂本(晃)) 次に行きます。

91ページの本庁舎維持管理事業の中で、12番の委託料、植栽管理委託料ということで359万3,000円出ていますけれども、これ委託先というのは、契約先というのはどこなのでしょうか。

(財務部参事兼資産管理課長) 委託先につきましては、入札において業者のほうは選定させていただきたいと考えてございます。

(坂本(晃)) 今まではどこだったのですか。

(財務部参事兼資産管理課長) 現契約としまして吉村造園さん、ここにお願いしてございます。

(坂本(晃)) 前はフラワーピースだとかそういうような団体が多分こういうのを引き受けていたと思うのですけれども、今やってきた吉村造園というのは完全な業者ということなのかな。

(財務部参事兼資産管理課長) 造園の業者ということになります。

(坂本(晃)) 今度の委託先はまだこれから入札だということのですけれども、契約の内容というか、どの程度の植栽事業を考えているのか。庁舎の敷地の中全てやっていると思うのだけれども、どの程度のことまでだからちょっと。

(財務部参事兼資産管理課長) 来年度予定します本庁舎並びに新館等の敷地の管理ですけれども、本庁舎、新館につきましては高木の剪定80本、低木の剪定20本、生け垣の剪定21メートル、芝刈り940平米、除草約1,500平米を考えています。また、第二庁舎、こちらについても緑地の部分がございます。これも資産管理課で管理してございまして、高木の剪定33本、低木の剪定13株、低木の剪定、これは面積で計上したものの154平米、芝刈り300平米、除草1,100平米、このぐらいの規模のものを想定してございます。

(坂本(晃)) 一部私が勘違いしておりまして、植栽と言ったから花壇だとかそういうもの含まれているのかなと思ったのです。そしたら、それはやっていないということですよ。

(財務部参事兼資産管理課長) 花壇等につきましては、本庁舎の周り、これはヒメイワダレソウが植栽されているところがございます。この中の除草部分も今回発注する業務に含まれてございます。

(坂本(晃)) 私は、鴻巣は常々花のまち鴻巣と言っていて、市役所へ入ってくるところは花壇がそれぞれつくってあると。そういう中でまあまあきれいに見えるなど。今特に階段で飾ってあるところもあるのだけれども、そういうのは見てきます。ただし、だけれども新館の周辺はないよね。本館の周りは今言ったイワダレソウだよ。今の状態見ると物すごくひどいのだよ、本当に。そういう状態で置いておいて、これで花のまち鴻巣の本体なのかなと。本館というのだから、市役所の本館がこれでいいのかなって常々思っている。やっぱりこれはもっと、見てぱっと花のまちだな、きれいだなと思うような、そういう管理をしてもらったほうがいいのかと思うのですけれども、そういうことをやる考えはありませんか。

(財務部参事兼資産管理課長) 来年度、令和3年度につきましては、実はここの本庁舎の空調改修工事を予定してございます。空調改修工事、来年度夏頃から実際この敷地の中で大きな工事がいろいろ動き出します。その工事の関係で本庁舎の周り、空調の資機材、あるいは現場事務所、そういうものがかなり入ってくるという予定で考えてございますので、来年度はまずは工事というところで、そのヒメイワダレソウも含めた本庁舎周りについてはそれ以降ということで考えなければならないかなというふうに思っております。

(坂本(晃)) 今の話聞くと、今植えてある花壇の中も例えば足場だとかそういうのを組むようなこともあると、中へ入り込んで踏みつけていくようなところも出てくるよというふうな感じだったと思うのだよね。いっそちっちゃい花木まで抜いてしまって、改めてそこへつくるような、そういう花のまち鴻巣の本当にそういうものをアピールできるような施設にするという、そういうものにするというほうがいっそいいのかなと思うのです。その辺少し考えていただければと思うのだけれども、あとは今言った花壇だとか、そういうところは前はフラワーピースだったと

思うのだけれども、そういうようなところでお任せなのですか。向こうの花壇なんかは多分違うと思うのだよね、管理が。その辺はどうなのだろう。

（財務部参事兼資産管理課長）本庁舎周りの花壇につきましては、商工観光課の事業のほうで担当させていただいております。

（坂本（晃））一応、ではその植栽については以上でございます。次に、99ページの賑わい創出交流拠点整備事業、たしかこの信用金庫跡地というのは市が購入したと思うのだよ。4,000万だったかな。幾らかちよっと金額。

（市長政策室参事兼総合政策課長）用地購入費3,400万円、家屋のほうの購入費が800万円という形になっております。

（坂本（晃））今回の工事請負というか契約のほうは、あの建物そのものはそのまま活用すると。中を改装してそういうにぎわい創出するような施設に改造しますよということだと思うのだよね。金額見ると今回1億4,000万か、契約は。土地を買うことも、あそこは単なる駐車場にしてしまっちはまずいのかなという気もするのだけれども、そういうにぎわい施設にしてどの程度の人をあそこで呼び込もうかと考えているのだろう。予想はどのくらいになっているのだ。

（市長政策室参事兼総合政策課長）具体的に人数をどれくらい、何人とかという設定はしておりません。ただ、先ほども申し上げたとおり様々なイベント等を開催しまして、人のほうはにぎわいという部分で人を集める、それから地域の産業の振興という部分でもあそこの場所を生かしていきたいと思っています。

（坂本（晃））さっき配られた鳥瞰図というのかい、こういうの。

（イメージ図の声あり）

（坂本（晃））イメージ図。鳥瞰図ではない、イメージ図だね。ちょっと話題になって、ここに海は見えないよなって話もあったのですけれども、こっちが海に見えるって。これは冗談だけれども、でもこれ見るとそれほど大きな建物ではない。あそこ今現場見ても。この中身見ても、例えばこういうイメージでやったとして、何席もできないと思うのだよ。

今の時代だから、そんな細かく入るような、そういうことは造らないと思う。そこそこテーブルもある程度大きいので4人がけとか、そういうふうな形になってくると思うのだよね。そうすると、あの場所、2階もあるのか分からないけれども、そうした場合にどの程度の収容人数があるのかなど。それ1年で掛け算すれば出てしまうのだよ、大体。満タンになっても。そういう予想はしていないの。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まだそこまでは計算のほうはしておりません。

（坂本（晃））だって、建物の改装でこういう改装をしてくださいで、これで幾らでどうですかって入札かけるわけだよ。そうすると、当然何席ぐらいとか、このスペースはどのくらいというの出ているわけだよ。そこにどの程度の人間が通常の利用できるそういう席数ではないけれども、設けられるとかというの簡単に出るのではないの。そういう計算していないの。

（市長政策室参事兼総合政策課長）お店の配置は、今ちょっと人数のほうは出ないのですが、当然テーブルとか椅子とかの備品の関係もありますので、配置については検討しておりますけれども、人数、年間ではお客さんがどれくらいというのは事業者の選定も本格的には来年度やる予定ですので、まだそこまでは出しておりません。

（坂本（晃））だって、いっぱいにすれば、100人なら100人入れれば1年間毎日、休みが幾日かあれば、200なら200日やるということになれば、その掛け算で出てくるわけですよ、人数が。それは1日に入替えして何回かするかもしれないけれども、このくらいは入るだろうという予想はあると思うのだ。それで、その人数に対して人を雇って、材料買って料理して、例えばコーヒー1杯でも出すということになったときに経費もかかるわけだ。そういうプラス・マイナスを見て年間どのくらいの効果というか、売上げがあるとか、これによってどのくらいの効果がいろんな形で周りに発信できるのだというのは計算していると思うのだよね。そういうことは一切やっていないの。総合政策のほうは。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今ちょっと手元にはないのですが、

運営事業者パートナーの選定の際に事業者から案のほうは示してもらっております。

(坂本(晃)) よく言うプロポーザルとか、こういう施設にしてこういう管理をしますよとあって、そういうところまでのそういう契約になるの、今回ののは。そういうのではない。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今回の運営事業者パートナーということで選定している部分について、あくまでも運営の準備ということで協力をしてもらう形を取っております。

(坂本(晃)) その運営の協力を求める会社というのはどこなの。

(市長政策室参事兼総合政策課長) N P O 法人にこここ m a m a ' s となっております。

(坂本(晃)) その契約については、いろいろあるのだろうから、これ以上は言わなくてもいいかなと思うのだけれども、先ほど潮田さんのほうで聞いていた地元の野菜だとか、そういう農産物の活用で、私なんかも道の駅の関係でいろいろ考えているのだけれども、生活の中で一番必要な例えば野菜の中でも、基本的なジャガイモだとか、ネギだとか、本当にそういう基本的な食材というのはある程度確保できると思うのだよね。それでも県内組織でもなければ道の駅なんかだってそこまで対応できないかと思う。ただ、ここはこれだけの店だから、大したあれはない量も使わないで済むのだと思うのだよね。でも、そういう契約をする段階までいくと大きな農家というのは、例えばスーパーみたいなところと契約していると。やたら出せないよというのが現実なのだよ。小さい農家はそこまで本当に対応できるかなといったら、できないかなという気がするのだよね。だから、やはりそういう生産者の資材調達するところの部門はしっかり育てないと対応できないと思うのだ。多分今回の薬科大学だとかそういう、何だっけ、もう一つのは。

(栄養大学の声あり)

(坂本(晃)) 栄養大学か。そういうところでやるということになると、普通の食材だけではないような気がするのだよね。ちょっと特殊なそういう食材を使って変わった料理を出すとか、そういうふうになってくる

と、本当それこそそういう生産者いないかなと思うのだよ。そういうところまで今そういうところと相談しているのか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在のところは、具体的に生産者のほうとのやり取りというのはまだ行っておりません。

（坂本（晃））その薬科大学だとか、パートナーかい、一緒にやってくれる大学のそういうメンバーと今相談いろいろしていると思うのだよ。そういう中で、そういう部門についての協議はしているのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）運営パートナー事業者と大学のほうとは何回か調整協議のほうしております。ただ、まだ農家さんのほうとは具体的に話を進めたりというのはしておりません。

（坂本（晃））実際に始まる頃にならなければ本当のことは分からないかもしれない。でも、せっかくやるのでは失敗してほしくないなと思っているので、きちんとやっていただきたいと思います。例えば工事請負費が1億4,000万。買ったときのあれが4,200万円ぐらいかかるわけだよ。これで建物とその場所ができるということになるのだけれども、これ本当に採算ベースに合うの。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほどもちょっと申し上げたのですが、これから運営事業者のほうを選定していきます。当然採算という部分でも考慮していく、自立性という部分も求めながら事業者の選定して事業のほうは展開していきたいと思います。

（坂本（晃））役所がやる仕事だから、100%もうからなくてもしょうがない。やっぱり市民サービスという部分で考えれば多少持ち出しだっしょうがないよ、これは。だから、そういう部分では構わないと思うのだよね。だけれども、しっかりした経営感覚がないと、それこそ大変なことに、お荷物になってしまうのだよ、これが。余計なことするなという話になってしまうのだよ。だから、やっぱりそれをさせないためにはきちんとやると。多分、市民かどうか分からないけれども、例えば免許センターに行って、帰りにそこ寄り込む人もいっぱいいると思うのだよね。もしそういう寄ってみたいなという店になれば。まして今度駅から免許センターまで花で飾ろうと言ってくれているから、これはありがた

い話だなど思っているけれども、そういう中でその店までこういうふう
に引き込むような、そういう流れができればそういうお客も入ってくる
ということだよ。それは市民ではないかもしれない。そういう人にもプ
ラスになってくる。でも、それがかえって鴻巣はこういうまちだったよ
と宣伝してくれれば、それこそ後までつながるかもしれないから、これ
はプラスに考えるしかないなど思っているわけ。だから、ぜひそういう
面では後で後悔しないような、きちんとした経営感覚を持ってやってもら
いたい。

では次、99ページ、笠原小学校跡地利活用研究事業についてですけれど
も、これ今まで教育委員会のほうで地域の皆さんの思いを今後の活用に
生かしていきたいのだということ saying していたのだよね。もしここで市
民アンケートでも取って、学校で残したいという声が出たらどうするの
だ。

（市長政策室参事兼総合政策課長）実際に来年度アンケートのほうは行
う予定ですが、そのアンケートの結果を見てまた検討のほうはしてい
きたいと思います。

（坂本（晃））だから、結果見てからでいいのだけれども、でももし、
もしの話だから、答えられないと言えればそれまでだけれども、そうい
うこともあり得るのですか。地域の意見がやっぱり学校欲しいよと、学校
で残してもらいたいというふうな声が出たときに、それなりの対応して
くれるのかどうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）アンケート結果につきましては、教
育委員会ともしっかりと情報共有を図りまして、また結果を見て検討の
ほうは進めていきたいと思います。

（坂本（晃））明快な回答はなかったけれども、でもそういうこともあり
得るとい判断を私はしてもいいかな。駄目だと言わないのだから。
駄目なら駄目だと言ってもらいたいのだ、はっきり。次のことを考えな
くてはならない。だけれども、もし地域で学校で残してくれといったと
きには残すのだと。一回は廃校になっているけれども、地域の人たちが
どうしても学校が欲しいのだと、地域が廃れてしまうから、学校を置い

でもっと人がにぎやかになるような、そういう地域にしたいのだといったときには、それも検討するのかどうかだよ。そういう判断でいいですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）仮というか、もしの話になってしまうのですけれども、そういった意見がありましたら、当然地域の意見ということでこの結果として承るといふふうな形になると思います。

（坂本（晃））笠原小学校の跡地利用でいろいろな議員の中からも出ていた。多分執行部のほうからも出ていたかも分からないけれども、あそこは避難所だとか、スポーツ団体が校庭を使っているような、そういうところもあるから、引き続きできますよということをやっていたのだよね。それは当然、ある以上はできると思うのだ。でも、今まで説明されてきた中で笠原小学校の校舎そのものは残すのだよという話だったと思う。校舎を片づけて新しい施設を造るとかということはやらないよと。あの校舎を利活用するのだという話だったと思うのだよね。そうすれば当然そういうグラウンドだとか残るのだけれども、それが本当に地域の活性化になるかどうか。やっぱり笠原小学校なくしてあそこを何かそういう活用するのだということになれば、地域のためになるもの、本当は一番学校がいいのだけれども、どうしても学校ではなくて違うのだというふうになるのなら、それだったら、では笠原地域のためになる、鴻巣市全体のためではなく笠原のためになるような、まずそこを中心に考えるのが本当だと思うのだよ。地域のために。そういう考えを持っているかどうか。

（市長政策室長）坂本委員のほうの今のご質問で、その前からの質問の関係ですけれども、笠原小学校の跡地の活用ということで今市のほうで検討しているわけですが、今時点で復活というか、開校するかということは今のところ考えておりません。あくまでも閉校になった後の今の敷地、建物というのをやっぱり地元の方に、地元の方の意見がコミュニティーがなくなってしまうとか、そういう話もございませぬけれども、それを中心に考えて利活用を考えていきたいと思っております。それにはやはり体育館ですか、あれはもう避難所となりますから、

当然あれは残さなくてははいけないと思っております。それから、校舎のほうにつきましても、今のところ今の校舎を残したままで利活用できるか、そういう検討を今しております。

以上です。

（坂本（晃））今回緊急事業で900万予算盛っているわけだよ。900万というのは相当大的な金額だよ。そういう地域の意見だとか、市の中の庁内のそういう検討委員会なんかあるようだけれども、そういう中で考えること、そこそこのことは出てくると思う。わざわざこういうどこかへ調査委託するような、アンケートを取るとかって役所でできないだろうけれども、そんな程度で多分やっていくのだと思うのだけれども、900万という金をかけるわけです。本当にそれが地域のためになるかどうかなのだよ。私は、ちょっと今のままでいくと、例えば調査、そういうふうな方向が、市の方向がこうだからという、そういう調査になったら大変だなと思っているのだ。そういうことをしないように公平にやってもらいたいなと思っているのだけれども。私は、あの建物を利用するというのは、やっぱり教育施設が一番、あの形ではやりやすいと思っているのだよね。建物そんなにいじらないで再利用できるのなら教育施設。例えば、普通に考えれば民間のそういう教育機関ではないけれども、そういうものが民間の学校が来て、フリーでいろいろな人が集まるような、そういうこともあると思うのだよね。それだったら学校方式で必ず残って使えるよ。そういうのが一番使いやすいかなと思う。

新たな例えば特養ホームみたいな、ああいうのをあそこに持ってくるとか、建物そのまま利用して、ではそういうふうにするのだから、例えば今回のコロナの病院にするとか、そういう話も出ていた。だけれども、そういうことで地域のためにならないと私は思っているのだけれども、例えばだから教育施設、私立の学校があそこへ来て、いろんな学年、いろんなものがある。小中一貫ではないけれども、そういうことまで考えたようなそういう学園になるのだからどうかって、そういうこともあるかと思うのです。そういう考えは、市の中に今はないのでしょ。今あるのですか。今はそういうのはないのでしょ。

（市長政策室長）いろいろ日本全国の中で学校廃校とかあるではないですか。そういうのを利活用というか、見てみますといろんな形態での利用の関係もございますよね。当然違う形態での学校というか、そういう私立のとか、そういうのありますよね。そういうのも含めて今検討していきたいと思っております。あと、坂本さん今言ったように、民間委託ということでございますけれども、それは一つの手段であって、実際は我々というか、市のほうで考えてアンケートを取ったりというのは業者のほうにお願いしたり、いろんなアドバイスをもらうのがあるではないですか。一部分だけを民間委託にする考えでありまして、総括的には市のほうの考えというか、そういう利活用ですか、という結果は出していきたいと思っております。

（坂本（晃））最後に、地元の人が一番やっぱり関心持つというか、影響を受けるわけです。だから、やっぱり私は笠原地区の人たちがまあ納得できるなというふうな施設にぜひつくり替えてもらいたい。プラス笠原が廃れないようにこれから笠原地域に対しても、例えば道路だとかそういう整備については、人が住めるような、もっとどんどん人が住んでいきたいというふうなところになるような、代替のそういう政策をきちんとやってもらいたい。市長政策室長、中心なのだから、その辺ちょっとどうですか。

（市長政策室長）当然今この笠原小学校の廃校の関係ですか、閉校の関係ですか、やってみて、地域のほうが大分割れているというか、その辺の不安というか、そういうのもあると思うのです。当然それを補わなくてはいけないと思っております。そういう意味でこの学校の跡地というのを地域の皆さんが思っているようなコミュニティーというものも一つに考えなくてはいけないと思うのですけれども、それも大事にしながら活用の方向性を出していきたいと思っております。

それから、それに付随して道路の関係とかも当然その辺は整備とかはなってくると思えますけれども、ちょっと個人的な話で申し訳ないですけれども、私の女房の実家も笠原にありますけれども、別に生活には困っていないような住宅環境だというのは聞いていますけれども、それはご

く一部の考えかもしれませんが、当然その辺をちゃんと整備というのはしていかななくてはならないのかなとは思っております。

(坂本(晃)) 期待をしております。

以上。

(竹田) 今せっかく笠原小学校の跡地利活用の研究事業について質問していただきましたので、ちょっと順不同になりますが、続けて質問させていただきます。

今、体育館はそのまま。教室の一部を民間委託する考えだというふうにおっしゃいました。だから、そういう点からいくと……

(何事か声あり)

(竹田) 言っていない。

(何事か声あり)

(竹田) ああ、そうか。民間どうするかということ。ちょっと私資料請求したいと思うのですけれども、先ほど加藤委員が質問したときに、3月の広報で笠原小学校の問題についてお知らせしたいというふうにおっしゃったのです。それ3月の広報というのは、一般的な家庭に入るのは3月15日くらいなのです。ですので、3月12日にはこの間広報との関係では配布できるということですから、今資料としてあると思うのです。せっかく笠原小学校の跡地の利活用の問題を審議していますので、ちょっと資料請求をしたいなというふうに思います。委員長、お計らいをお願いします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今、原稿のほうは配付のほうの準備を印刷して進めているところですので、明日議員の皆様へ配付のほうをさせて、ポストのほうに入れさせていただければと思います。

(委員長) 以上でよろしいですか。

(竹田) よくないです。ちょっと休憩してください。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時49分)



(開議 午後2時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) では、あしたメールボックスに入れるということですね。
では、ちょっとお聞きします。笠原小学校利活用調査研究で庁舎の検討委員会を3回やっていますということがありましたよね。庁舎の検討委員会の情報開示すると、会議録というのは出るのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 庁内の検討委員会でございますので、基本的に会議録というものは作成しておりません。ただ、取りまとめた資料というものであれば、開示のほうは可能かと思えます。

(竹田) 会議録の策定の基準とって国では、いわゆる国民の税金使って検討している正式な会議ですから、打合せとはまた違いますので、会議に関する部分については会議録作りなさいという要綱があるのだそうです。防衛省はそれをねじ曲げて、課長以上の集まった会議でしか作られなくて、いわゆる分掌の規定から外れていたということが国では問題になったのです。ですから、そういう点からいうと、鴻巣市では会議規定というのはどうなっていますか。

(総務課長) 本市におきましては、審議会等の会議録の作成及び公表に関する基準というものを定めまして、その中で一般職の職員で構成されているものにつきましては作らないとなっております。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。そういうふうになってはいますけれども、でも基本的にはこのように大事な利活用の問題を庁舎検討委員会でやっていて、かつ私どももそうですけれども、市民の皆さんの税金で活動させてもらっている、市民の皆さんの原資を税金で仕事しているというところでは、できる限り会議録を作成して、その策定の経緯が住民に説明できるような方向にしていくことが必要だというふうに考えます。その点では室長、どうですか。

(市長政策室長) 今、課長のほうからありましたように、特に会議録というのは作っておりませんが、結果的なまとめについては作成しますので、それは公開できると思えますけれども。

(竹田) では、笠原小学校の跡地利活用についてなぜ業者委託するのか、

この点から伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）笠原地区の跡地活用について、やはり課題となっている地域に対して、よりよい施設をとということで、やはり民間のコンサル、経験のあるコンサルのほうからそういった観点も全国の事例や経験、実績等を踏まえて、なるべく早く進めたいということで委託のほうを実施するという判断をしております。

（竹田）ということは、先ほどの民間委託化ということ想定した事業になるという受け止めていいですか。確認します。

（もう一度お願いいたしますの声あり）

（委員長）もう一度言ってくださいって。

（竹田）すみません、止めてください。もう30分しかないのです。いいですか。民間のコンサルタントは民間の知恵を持っているというご説明でしたので、民間委託化の方向もあるということによろしいですか。確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）施設に関する民間委託という意味でよろしいでしょうか。

（竹田）うん、そうそう。

（市長政策室参事兼総合政策課長）民間の活力を生かした施設の利活用という観点も含めて、地域のためであればそういった部分も含めて提案のほうを受けて、総合的に利活用策というのを判断していきたいと思えます。

（竹田）ということは、どんなことを検討していただくのか。タイムスケジュールも含めてお答えください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、4月早々に、この予算のほうの可決いただきましたら、業者の選定のほうの準備に入りたいと思えます。プロポーザルで実施いたしますので、2か月程度はかかると思えますので、夏頃アンケート調査、それからその後アンケート調査の結果をもって懇談会等を実施しまして、年内、年明けぐらいにはある程度の方角性を出していきたいと思えます。

（竹田）アンケートで終わりにするのか、本来地元の皆さんに、先ほど

広報に入れる説明文書があると思うのですけれども、じかに市として住民に説明するお考えあるのか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）アンケートの結果、それから懇談会の結果等については、何らかの形で地域の皆さんにはお知らせしたいと思います。

（竹田）アンケートを取る前に本来説明すべきだと思うのです。というのは、アンケートというのは設問の仕方によってはかなり意識性、意図があるのですよね。だから、アンケートもどういうふうにするかによってその導き出される結論も違ってくると思うのです。ですから、まず住民の人に説明会を開くと。それが一番、先ほど室長もおっしゃっていましたがけれども、意見が二分している部分もあるだけに、ちゃんと説明会を開く考えが持てるか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）アンケートの実施、内容とか方法につきましても、今まで廃校の利活用等の計画を立てた実績のあるコンサルのほうを選定していきたいと思っていますので、そういったアドバイスも受けながら内容のほうを決めてアンケートは実施していきたいと思っています。

（竹田）私は、説明会を開くお考えがありますかと聞いたの。アンケートではないのです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）アンケートの実施に当たっての説明会は、開催する予定はございません。

（竹田）申し訳ない。笠原地域の住民の皆さんの意見をよく酌み取るという前提はおありですね。確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）アンケートをまず取って、その後懇談会ということでワークショップ形式でできればやっていきたいというふうに思っておりますので、ワークショップ形式でやる、それも1回ではなくて複数回やっていきたいと思っていますので、地域の方の意見を当然聞く、協働してこの検討のほうは進めていきたいと考えております。

（竹田）ワークショップ形式と併せて、先ほど懇談会とおっしゃいましたよね。懇談会のメンバーはどのような方を考えておられますか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) メンバーにつきましては、まず地元の自治会、それからPTA、あと公民館や小学校で活動している団体関係者、またできれば地元の児童生徒、学生、小学校、中学校、高校生、大学生、そういった方にも参加していただきたいと思います。

(竹田) ということは、今業者にお願いするというふうなことですけれども、市はどのように絡んでくるというか、関係してくるのでしょうか。説明会まず開くべきだと思うのですが、説明にはちゃんと市が責任を持ってやると、ワークショップも責任を持つということによろしいのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 当然市のほうで業者のほうに委託するわけですから、市の責任で実施をいたします。

(竹田) とにかく一番大事なのは、そこに住んでいる方たちの意見が反映されて、市民の合意と納得で進めることが必要だと思うのです。今回意見が二分しているというのは合意と納得が得られていないから、それぞれがあるわけで、禍根を残すようなことはぜひしないでいただくことを申し述べながらほかの質問に移ります。

まず、指定管理、業務委託する場合に人件費というのは取扱い、どのようになっているか、消費税を含んだ人件費にしているのか、人件費は…

…

(委員長) 竹田委員、何ページですか。

(竹田) 財政全体です。財政全体に指定管理で出しているところと、それから業務委託しているところ、例えばよく分かったのですが、保育園は保育ステーションをお願いしていますけれども、その人件費分は最後ひっくるめて全てトータルに10%を掛けた業務委託しているのです。公園の指定管理は、同じようにかかる費用をかけて、掛ける10%の消費で、しかしこども応援課の放課後児童クラブはかかる経費、実費10%プラス人件費でトータルして指定管理委託しているのです。ですから、人件費にかかる取扱いが違っているのです。財政当局としてはどのようなご指導をされているか伺います。

(財務部参事兼資産管理課長) 指定管理者制度を統括する立場という形

で大枠についてお答えをさせていただきます。

今お話がございました消費税の関係です。指定管理の施設、いろんな施設を管理しているところなのですけれども、今お話をいただきました放課後児童クラブ、これにつきましては消費税の扱いにつきまして社会福祉法に規定する社会福祉事業と第1種、第2種という施設に該当するというような考え方にに基づき、人件費に当たっては非課税扱い積算していると。ただし、公園等のお話がございました。公園等は、そういう施設には該当しません。公園については、除草だとか剪定だとか清掃だとか、そういうものを指定管理の中でやっていただいていると思います。となれば全体に消費税を掛けた形で指定管理料の算出を行っているというのが実態と伺っています。

（竹田）ということは、いわゆる社会福祉法に基づいた扱いにするのだったら、例えば社会福祉法人が受けている保育ステーションなんかもそうだと思うのですけれども、その部分はいかがなのでしょうか。徹底する必要があると思うのですけれども。

（財務部参事兼資産管理課長）ただいま指定管理者制度の大枠についてお話をさせていただきました。今委員のほうから出た施設については指定管理者制度ではないかなというふうに認識しておりますので、ちょっとこちらのほうでは分かりかねます。

（竹田）分かりました。というのは、今後の問題意識として持っていたきたいのは、人件費はいわゆる市役所でいうと課税の対象ではないですね。物品に関しては課税の対象であるというところでは、例えば十把一絡げに掛けて、トータルに10%を掛けるのと、それから人件費は別途にするのでは歳出の部分では随分抑制されてくるというふうに思うのです。そういう点では、調査研究していただいて、しっかりと人件費に関わる分が適切に歳出されるようにちょっとご指導、ご研究をいただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

（財政課長）委託料、指定管理も含めた委託の関係のものに、人件費相当に消費税の問題がご指摘されていると思います。お話がありましたので、ちょっと調べさせていただいた経緯がありまして、指定管理のケー

スでいきますと、公の施設の指定管理を指定管理者に行わせることは、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けて、その対価を支払う関係であるということになっているようです。消費税の課税対象である、サービスを受けて対価を支払う関係というのは、資産の譲渡等に該当するというので、調べる限りですとそれは消費税の対象になるというような形で示されております。ほかの例えば清掃業務委託とかに関しても、同じように資産の譲渡等の対価にほかならず消費税等の対象の課税であると。ですから、基本的には業務委託になった段階で、消費税の対象にはなるというふうに、調べた限りですとなっております。

以上です。

（竹田）では、続いて職員課にお尋ねします。

全体の職員の配置の問題をお知らせいただきましたけれども、職員の今の女性の割合、正職員、会計年度職員、任期付職員、再任用職員の女性の割合をお答えください。

（職員課長）任用形態ごとの女性職員の割合ですけれども、令和2年4月1日現在の状況としましては、常勤職員につきましては697人中、女性職員が327人で、割合としまして46.9%です。任期付短時間勤務職員につきましては、8名いるのですが、全員女性でございます。再任用職員39人です。女性職員が9人で、女性の割合は23.1%です。会計年度任用職員、これは年度間を通して動きがあります。最新の状況としまして、3月1日現在でございますが、630人中、女性職員524人で、女性の割合は83.2%となっております。

以上です。

（竹田）女性が圧倒的には非正規で多いというのが分かりました。その中で正規職員で女性の割合が約46.9%、ですから非常に女性も頑張っているのだと思うのですが、いわゆる管理職への登用の問題からいうと、今23人いらっしゃると思うのですが、そのうち2人だけ、1割弱ですよね。そういう点からいうと、いわゆる管理職への登用の問題は、最後は任命権者が行うわけですが、この女性管理職への登用の問題というのは全体としてどのように考えられる

のか伺っておきます。

（職員課長）管理職の割合でございませけれども、副参事以上の管理職の人数、92人となっております。割合としましては、その92人のうち女性14人で、15.22%となっております。女性の活躍というふうな部分で申しますと、まず職員の登用に当たりましては、性別の区別をなく、人事評価の結果ですとか、勤務の実績、適性、経験等のいろいろな面から検討しまして、優秀な人材の育成、登用に努めておるところでございませ。

以上です。

（竹田）ということは、トータルして最終的には優秀な人材ということであると思うのですけれども、女性の持っている能力をどう発揮してもらおうかというのは、やっぱり最後は上の管理職の役割だというふうに思うのです。ということは、優秀という言葉は逆な見方をするとそうではないよというふうに受け止められるので、その部分は私ちょっと訂正していただいたほうがいいか、トータルで見てどうだったのかというふうにしたほうがいいのかなというふうにちょっと思うのですけれども、その発言どうでしょうか。

（職員課長）トータル的に見まして優秀という部分につきましては、人材の育成という中で優秀な方の育成を求めていくというふうな部分でございまして、トータル的に見て登用を図っているところでございます。

（竹田）最後、時間外勤務の問題、質問します。この出していただいた資料と私が独自に調べたちょっと資料が違うので、実は私、代表質問をするに当たって市民課の職員の残業時間を教えてくださいということで職員課長さんにお話をしたら、直接聞いていただいたほうがいいと思いますよということでおっしゃられて、私は直接伺いました。その結果、取消しになりましたけれども、代表質問の時間で最高55時間働いていたと、46時間だったりとか、そういう状況なのですけれども、この差異というのはどこから出てくるのか。例えば全体を含めた時間なのか、ちょっと確認したいと思います。

（職員課長）恐らく市民課のほうから委員さんがお聞きした時間外勤務

の状況につきましては平均の勤務時間ということでございますけれども、この本日お渡しさせていただきました時間外勤務の集計表につきましては、1月末までの部分の年間で、1人当たりの平均ということでの数字でございます。

(竹田) それの中で一番懸念をしているのは、この数字に現れない部分、コロナ対策で、聞くところによると本当に残業が増えているというところなのですけれども、実際はどうなのでしょう。分限休業も先ほど9人とおっしゃいましたけれども、1月末現在で10人だったのが1人復帰はしたと思うのですけれども、去年から比べたら分限休業のされている人数多くなっていますよね。そういう点からいうと、今職場環境の問題からいうと、本当に職員が大変な思いをしながら頑張っておられると。仕事量との関係でいかがなのかと、実態を伺っておきます。

(職員課長) 今年度分限休職職員、確かに人数は多くなっております。詳しく1件1件の部分は述べられないところですが、特徴としましては勤務時間の多寡という部分もなくはないのですが、人間関係という部分で分限休職になっている職員が多いというところも今年度の特徴でございます。

(もう時間になっておりますの声あり)

(竹田) さっきロスの時間があったから……

(委員長) いや、それは配慮しています。

(3分増やしているの声あり)

(委員長) ちゃんとやっています。

(3分増やしておりますの声あり)

(委員長) 以上で竹田委員の質疑を終結いたします。

(中野) ラストとなりましたので、私が質問しようと思ったの10項目あったのですけれども、かぶっている部分がありますので、それは省略をしていきたいと思います。今日、今朝職員課のほうから……

(委員長) 中野委員、申し訳ありません。1時間たってしまっているのです、ここで取りあえず休憩したいのですけれども、よろしいですか。申し訳ありません。

暫時休憩いたしまして、3時30分から行います。

(休憩 午後3時17分)



(開議 午後3時29分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(中野) それでは、時間がもう30分しかないので、幾つもあったのですが、前の人との関係があるので、それはなくすということでやります。

最初に、1点目については、会計年度任用職員のやつを、個々のやつを聞いていた。何ページで、幾らということがたくさんあるので、総括して聞きますが、予算書の403ページに本年度の会計年度任用職員、全部で790人、報酬が6億700万と出ています。これについてお聞きしたいのがこの人数、790人というのは前年度に比べると増えているのです、前年度763ですから。この増えた理由についてお聞きしたいのです。

(職員課長) 会計年度任用職員、昨年度に比べまして27人増えている状況でございますが、まず増えている理由としまして、大きく増えているところでございますけれども、例えば市民課のマイナンバー業務につきまして20名ほど任用が増える予定になっております。それから、こども応援課で夏休み等の長期休業等の支援の必要があるということで、あるいは新規事業として子どもの居場所支援等で12人増を予定している、あるいは助産師によるオンライン事業、また新規事業としての産後ケア事業ということで子育て支援課で16人増というところでの増加、あと細かいところではそれぞれの事業ごとの増減がございますが、そういったものが増の要因となっております。

以上です。

(中野) 次に聞きます。今朝いただいた資料の中で、冒頭職員課のほうから説明があった資料の右下、ブルーか何か、グレーと言っていいかな、色で囲んだところで令和3年度の全会計人件費対象職員数751人、内訳が一般職員700で、再任用35人、任期付が13人と出ています。ここで聞きしたいのは、令和2年度の再任用の人数は何人だったのか、ちょっと私

手元に資料を持っていませんので、まず最初はそれお聞きします。令和2年度の再任用職員の数についてお聞きします。

（職員課長）令和2年度再任用の人数でございますが、39人でございます。

（中野）今39人ということがございました。この再任用については、俗に厚生年金と関連とするという意味で、現在はたしか、当初2年だったけれども、今3年で、今年4月からたしか4年になる、再任用の雇用期間が、したがって今39人ということは、結果的には4人減るわけです。その4人減るのだけれども、これについて今年の3月31日で、要するに3年が終わって任期満了になる方が何人、そして令和3年度で新たに再任用になれる方が何人、その差が35人として出るわけですから、それについてお聞きしたい。

（職員課長）再任用の人数の推移でございますけれども、令和2年度が、29年度の退職の方が11人、30年度が16人、元年度が12人の合計39で、これらのうち29年度の方、これ3年の任期を満了いたしまして、令和3年度は、30年度の退職の方15人、元年度が12人、今年度退職の方8人ということで、途中で、3年あるいは4年の任期を満了せずに退職をされる、お辞めになる方もいらっしゃるしまして、そういった形での人数の推移になっております。

以上です。

（中野）分かりました。確かに途中で辞める方もおられるでしょうから、それで35人と、3年度は。分かりました。

次に、これはもう通告してあるのですが、予算書の89から93ページ、2款総務費の1項総務管理費、6目財産管理費の中で3,123万6,000円が計上されていますが、これを見るとこの中に公用車の管理及び公用車の購入というのがあります。もう一つは、複合施設の整備に向けた旧第二庁舎の解体設計費を賄うということで書いてありますので、そこでお聞きするのですが、公用車の購入の部署はどこなのか、またこの購入車を含めて、財産管理課として何台管理をしているのか、さらには旧第二庁舎の解体設計が計上されていますが、この解体設計の業者は既に決まって

いるのかどうかについて伺います。

（財産部参事兼資産管理課長）まず、公用車の点からお答えいたします。公用車につきましては、13年10万キロを目途に入替えを行っているところですが、令和3年度を対象とした車につきましては、教育総務課の車、収税対策課の車、生涯学習課の車、資産管理課の車、これらの軽自動車が4台、それと資産管理課が管理する普通車、ワゴン車です、これが1台、合わせて5台を予算として計上させていただきました。

この入替えに伴いまして古い車、先ほど申し上げた13年10万キロ、この5台を廃車という形になりますので、トータルの数としては増減はございません。トータルして162台、今資産管理課のほうで把握してございます。

また、第二庁舎の解体設計というところがございますけれども、これは来年度予算において入札において業者のほうは決めていきたいと考えておりますので、現在は決まっております。

（中野）了解しました。分かりました。

次に、予算書93ページなのですが、これは本会議でも質疑が出たところなのでございますけれども、6目の財産管理費の中に本庁舎維持管理事業の空調機器設備工事2億円が計上をされているわけでありまして。説明では、これは老朽化した本庁舎空調設備を改修するとともに、従前の全館集中運転仕様からエリアごとの個別運転仕様に変更するということですが、これによって空調運転が前年比どのぐらい、メリットには省エネって書いてあるので、これによってどのぐらいの省エネになるのか。

それから、一問一答は分かっているのですけれども、時間がないので全部やってしまいますが、工事完了予定が来年の1月ということですね。先ほど答弁の、どなたかの委員の質疑で8月頃から工事に入るという説明がございました。一般的に空調というのは冷暖房併せて空調というふうに理解するわけですが、何でこの暑い夏の時期に、決して空調よくはないのですが、しかも全館冷房ですから、そういう点では何でこの暑い時期にやられるか、つまりこの予算が通ったら直ちにそういうものに着手できないのかについて伺います。

(財産部参事兼資産管理課長) まず、省エネといった点でお答えいたします。

あくまでも机上の計算、現在と同条件で空調システムを使用した場合に、おおむね電気料として10%程度の削減効果を見込んでございます。

それと、なぜ夏に間に合うような工程にならないのかというところでございますけれども、実際に新年度入札をかけて業者が決定するには、入札に2か月近く、一般競争入札という形、2か月ぐらいかかってまいります。仮に4月下旬に公告等を行ったとしても、6月ぐらいが業者の決定、それから資材調達、準備が入りまして資材調達等々を行いますと、夏場の入替えというのはちょっと厳しいなど。となったときに、現実的には入替え時期としまして、12月の暖房時期、ここで旧システムから新システムへの入替えを考え、工期としては既にご説明したとおり来年の1月ということで見込んでいるご説明をさせていただきました。

以上です。

(中野) 理由は分かりました。

そこでちょっとお聞きしたいのは、全館冷房からエリアごとということですが、このエリアというのはどの程度を考えているのか。つまり私が言いたいのは、全館冷房のよさはトイレの中もちゃんと効いているのです、空調が。ところが、個別空調になると、中にトイレが空調効いていないというところもあって、トイレへ行くのが嫌になってしまうのだよね。だから、そんなことがあるので、エリアとはどういうふうにか考えるのかということをお伺いいたします。

(財産部参事兼資産管理課長) 空調のエリアについてでございますが、各課を1つのエリアということではなくて、ビルマルチエアコンというものを採用するのですけれども、面積にもよるのですが、例えば本庁舎1階、ここにつきましては、5ないし6のブロックに分割しまして、それを個別に空調運転させるということでございます。また、トイレにつきましては、トイレは換気ができるような仕掛けになっております。館内の冷氣並びに暖気、これがトイレの中に引き込まれるということを想定し、ある程度の空調が効くであろうというような考え方でございます。

以上です。

(中野) 考え方は分かりました。

2つ伺いたいのですが、トイレの中を言わば換気扇みたいなのを回して、中が涼しいのを入れるという今の説明だったけれども、それで果たして十分なのか。私は十分だと決して思っていないのです。そうすると、大変トイレに入ることに對してかなり厳しさを感じるので、そこは再検討を願いたいということが1つと。

それから、今1階では6ブロックに分かれる。この6ブロックに分かれる、その空調設備の入れる器具、誰が管理するのですか。今までは全館集中だから、地下に作業の方いるけれども、それでやってくれるのだけれども、今度は個別になると、では誰がそれを管理運営するのかと。ちょっとお聞きしておきます。

(財産部参事兼資産管理課長) トイレにつきましては、今でも全館集中型の本庁舎、空調になっております。トイレに吹き出し口云々ということではなくて、全館を暖める、冷やすことによってトイレの換気扇、換気等がある関係上、暖気、冷気がトイレにも入って一定の温度を保っていると。今回の新しいシステムも同様にとすることは考えております。また、空調の運転につきましては、今後定めをしなければならないところですが、資産管理課、庁舎を管理する課が一括の集中管理のリモコンと、それと個別に執務室に空調のオン、オフができるリモコンがございます。例えばこれを所属長に委ねるとか、そういう考え方もございますので、運用の中で検討させていただきたいと思っております。

(中野) それで、果たしてトイレのほうで、廊下とか室内と同じような温度が保てるのかというのはちょっと私も疑問があるのだけれども、それでもいくのだと、十分にいけるのだということなので、それは今資産管理課長が答弁したやつを後で、工事が終わった後検証できるのだから、検証していきたいと思っています。

それから次、にぎわい創出の問題で、皆さんそれ出ているのですが、私はどうしても改修工事費1億4,000万というのはあまりにもちょっと高いような気がしてならないのです。このにぎわい創出の1億4,000万につ

いて、どういうふうに行けば改修を行っていくのか。今外観図と内観図がありますが、どのような改修を行っていくのか。例えばこれを見て外壁は全部塗り替えるのだとか、それからサッシの窓部分も全て取り替えるのだとか、それから中についてはやはり空調も含めきちっともう一回やり替えるのだとか、そういう工事内容がきちっと分からなければ、それ分かれば1億4,000万、ああ、そのぐらいかかるよねというのは分かるのだけれども、その工事内容がはっきりしていないので、そういうものについてはっきりしていただきたいということです。

（財産部参事兼資産管理課長）それでは、工事を担当します資産管理課でお答えをさせていただきます。

今回の工事ですけれども、まず外観ということでエレベーターの増築工事がございます。それと、外壁の塗装、これについても目立つ正面並びに市役所側、これ全面的にやり替えます。さらに、店舗ということになりますので、採光を取る関係、明かりを取るというところで、サッシの取替え、そういうものが発生します。さらに、外構部分、ちょうど市役所の前の市道ですね、駐輪場、駐車場のようになっていますけれども、そこも全面的なやり替えということになります。また、内装部分につきましても、床、壁、天井、これが全てやり替え並びに厨房施設、キッチン等、そういうものも入れ替える。今はないのですけれども、それを新たに入れる。トイレなのですが、今は男女別の狭い和式のトイレが既設の建物にはございます。トイレも多目的トイレの設置並びに男女別トイレの設置、トイレもやり替えという形になります。そういうことから、工事費については銀行であったものを飲食店に替えるということで、工事費が1億4,000万という形で見積りをさせていただきました。

（中野）今のお話聞いて、全てメモできなかつたのですけれども、ただ言えることは躯体はそのままと、しかし躯体以外は大方やり替えるというふうに、答弁内容ね、そういうふうに受け取れるのです。躯体は今の建物としてそのまま残すのだけれども、それ以外はやり替えるというふうなふうに受け取れました。そういうようなことからすると、1億4,000万というのは妥当な金額かなという気がするのだけれども、1億

4,000万円を出すに至った積算根拠についてはどういうふうになっていますか。

（財産部参事兼資産管理課長）主に建築工事、電気設備工事、あとは空調等機械設備工事と、それと外構工事とございますけれども、入札の関係がございますので、それぞれ金額については控えさせていただければというふうに思います。

（中野）では、この項に最後に聞くのですが、この改修工事についての業者はもう既に内々決まっているのですか。

（財産部参事兼資産管理課長）本工事につきましても、新年度競争入札において業者のほうは選考させていただきたいと考えております。今の段階で決まっているとか、そういうことはございません。

（中野）当然この1億4,000万円というのはマックスであって、当然これを出るようなことはないし、入札結果によってはこれより下がるというふうに受け取っていいですね。

（財産部参事兼資産管理課長）はい、おっしゃるとおりです。

（中野）では、次に行きます。

笠原小学校のことは皆さん相当お聞きになったのですが、私もダブるので、そこは省略しますけれども、ちょっとまた分からないのは、1つは先ほどの日程スケジュールで4月に業者が選定されるというふうに私は答弁で一応メモ書きしましたし、夏にアンケート、これは当然地元の方を中心にアンケートされるのでしょ。年明けに方向性を出すというのは先ほどの答弁のところで出たのが私はメモったのだけれども、そこでお聞きしたいのは、竹田委員もお話ししていたけれども、アンケートというのはどういう結論を出そうかというアンケートを作成する側の意図がどうしてもアンケートに入るのです。問いという形で。したがって、このアンケートを取るのには、先ほど坂本委員との話もそうだけれども、市長政策室長が、いや、学校を戻すことは考えていませんというはっきりした答弁がございました。ということは、このアンケートの目的が、要は今ある笠原小学校の建物そのものをどのようにして利活用するか、学校以外に、というようなことを目的に、それを導き出すようなアンケ

ートということになるかと思うのですが、いかがですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）おっしゃるとおりで、跡地の活用についての地域の方の意向調査、また地域で課題となっていること、そういったことを絡めて施設のほうが建設、整備していければというふうに考えております。

（中野）ということは、今総合政策課長が答弁したけれども、これはもう完全に跡地の利活用ということ的前提にしたアンケートだということ、なおかつ先ほど答弁の中で一部委託すると。しかし、一部ということですから、残りほとんど多くは市の直営でやっていくというふうに私受け取れたのだけれども、そういう受け止め方でいいのか、あくまでも一部委託というのは何を指すのか、それから市がやるというのは、それは指定管理者でやろうとしているのか、これはどうなのですか。

（市長政策室長）業者委託に、そのアンケートとかあるではないですか、それについては一部アンケートをお願いしたり、そういう意見とかやってもらうのだけれども、最終的には市の考えというのを入れながらやっていくという意味でのあれです。運営方法につきましては、どういう利活用ができるのかと、民間が入るのか、直営でやるのか、その辺はいろんなアンケートによつての導き出される方策ですか、それによつて変わってくると思いますけれども、そういう意味で一部は業者委託の部分で言ったわけでございます。運営方法は、直営化、それとはまだはっきり決まっていませんけれども、民間入る場合もあるし、直営でやる場合もあるし、その辺はいろいろな意見をかけながら決定したいと思っています。

以上ですけれども。

（中野）いいですか。このアンケートというのは、非常に私は重要だと思っていますのです。そういう点でいうと、例えば今言ったように運営方法だって直営を選択するのか、あるいは民間業者に委託するのか、その他とか、アンケートの取り方っていろいろあるのだけれども、そういう取り方をすると答えがどう出てくるのか、あるいは違う問いをした場合答えがどう出てくるのか、これ違ってくるのです、アンケートというの

は。問いのやり方によって。ここで確認したいのは、そうしたアンケートを行う場合、少なくともそのアンケートの事前のものについて我々に示されるのか、あるいは行政が執行機関として責任を持ってやるのか、そのアンケートというのは重要ですから、その辺どう考えているのかお聞きしたいのですが。

（市長政策室長）アンケートにつきましては、当然今言ったように作為的にとか、そういうのも当然あるかと思えますけれども、そういうの抜きで、やはりフラットな気持ちで、本当に本人の、市民の方の意見ですか、それをストレートに聞きたいと、そういう意味でのアンケートを取りたいと思っております。

（中野）そうすると、今の答弁からすると全く執行部、行政としては導き出すようなアンケートはしないと、あくまでも今の実態の中で該当市民がどういうふう具体的に考えているのかということとをさらに指摘して聞くようなアンケートにしたいというような答弁に聞こえたのですけれども、そういう受け止め方でいいのですか。

（市長政策室長）考えとしては、やはり市民の皆さんの、地域の皆さんの生の声、生の考え、そういうのを聞きたいのです。そういう意味でアンケートを取りたいと。その方法というのはいろいろあるかもしれませんが、アンケートの内容についてはそういうふうな方向で取らせてもらいたいと思っております。

それから、アンケートも一つの方法かもしれませんが、あとワークショップ、今ありましたけれども、ワークショップなり、その辺で地元の意見も当然生の声聞けますから、そういうのも参考にしたいと。アンケートだけにこだわる必要ないと思うのですけれども、そういった意見、考えというのは直接市民の、地域の皆さんの声を聞きたいと、それを参考にしたいという考えでございます。

（中野）アンケートについては、本日市長政策室長が答弁あったのですから、その答弁というものを責任持ってアンケートについて履行していただきたいという、これだけ申し上げておきます。

もう一つは、その次、私これちょっと教えてほしいのですけれども、地

域の懇話会、以前もあったでしょう、地域懇話会って。そういう記憶があるのだけれども、それは間違いかどうかちょっと伺うのと、次は懇話会、地域懇話会というのはメンバー何人ぐらいを考えているのか。そして、その選定基準はどういう基準をもって選定するのか、あと予算の範囲で令和3年度何回ぐらい開催するのかについてお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）地域懇談会のほうは、できればワークショップ形式にて実施したいと思っております。ワークショップ形式ですと世代別等でグループを組みますとかなり意見も出やすくなるようですので、そういった形で進めたいと思っております。

人数については、20名前後を考えております。選出は地元の自治会、PTA、あとは公民館や小学校で活動している団体、それとやはり若い世代ということで小学校、中学校、高校、できれば大学生も含めて幅広い年代の地域の方に意見を出していただけたらと思っております。

開催のほうは、やっぱり3回ぐらいは開催していきたいというふうに考えております。

（坂本（国））予算書の95ページで、市民が主役のまちづくり地域懇談会事業ということで、このスタートの目的とか、そういうものがどういうものだったのか、ちょっと確認したいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらにつきましては、地域自治会長が中心に懇談会を行っているわけですけれども、市の課長級、副部長級の職員と懇談をいたしまして、その地域の課題や意見、要望等を伺うということになります。実際に課長級、私も出ているわけですけれども、非常に地域の住民と直接お話ができる機会というのはなかなか少なくなってきました、貴重な場だというふうに考えております。また、地域の方もやっぱり直接話ができるということで大変意義あることだというようなご意見もいただいております。

（坂本（国））今年度は何回実施できたか教えてください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今年度は11月の7日、8日、2日間で1回、10会場でやる予定でしたが、3地域につきましてはコロナの関係で書面開催の希望がございましたので、書面開催としております。

（坂本（国））それで、これそもそもの話なのですが、自治振興課ではなく総合政策課にあるということ、この辺の事情というか、その辺を。目的とかということも含めてだと思いののですが、お願いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）地域の方の道路だったりとか、ごみ問題だとか、さまざまなご意見、ご要望ございますので、全庁的な調整を図っている、またそういった意見を市政に生かすということで、企画部門の総合政策課が所管となっております。

（坂本（国））分かりました。

それから、101ページの情報系システム事業の中に、このとりっぷというのはこの中に入っているということによかったでしょうか。

（情報システム課長）このとりっぷにつきましては、こちら100ページの事業の中に入っております。このとりっぷにつきましては、市で保有しております様々な地図情報をインターネット上で公開する地理情報提供システムのこと、地理情報システムとしまして位置に関する様々な情報を持ったデータを総合的に管理、加工して、地図上で視覚的に分かりやすく表現するシステムとなっております。

以上です。

（坂本（国））私もこれを見させていただいて、道路のナンバーとか載っている地図も入ってありましたし、また登記簿における公図の掲載なんかもされていて、非常に業者にとってとか、あとは特定の方にとっては非常に便利なものなのかなというふうに思いました。これからまた何かを増やしていくとか、今後できることということを増やしていくということはあるのでしょうか。ここで一旦ストップなのか、さらに増やしていくということはあるのでしょうか。

（情報システム課長）令和3年度中におきましては、水害のハザードマップを追加する予定となっております。また、今後こちらの地図情報に追加する予定の機能としましては、防犯灯の管理システムであったりとか、避難行動の支援者管理システム、あとは水道のマッピングシステム、下水道配管図システム、建築情報管理システムなどの導入を予定しております。

以上でございます。

（坂本（国））最後に、公債費について、ちょっとページ数間違っているのですが、公債費で償還のピークと今後の状況について最後伺います。

（財政課長）償還のピークと今後の状況ということでご説明をさせていただきます。

これ代表質問のほうでもお答えさせていただいておりますが、公債費のピーク、これまでは平成30年度から令和4年度までの5か年間で、普通会計ベースになりますけれども、48億円から49億円の中で推移するということで見込んで、ピークの期間を5か年とご説明させていただいております。その後今回、令和2年度の補正予算とかでも対応させていただきました防災行政無線の工事、それと防災備蓄センター、それと小中学校のトイレの改修なんかも補正予算で対応させていただいております、そちらの事業なんかを実施した結果、ピークの48、49とまではいかないのですが、令和5年度からの2か年間程度、今現在でいきますと46から47とかで、45億円を超える公債費が現段階だと見込まれております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ございますか。よろしいですね。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（竹田）本会議でもっと正式に行いますが、問題点を幾つか指摘し、反対といたします。

まず、歳入の部分では、ふるさと納税のところは企業のふるさと納税版が出てきているということと、それから笠原小学校の跡地利活用に民間の業者を委託している、それから賑わい創出交流拠点整備事業や公共施設の包括事業、官民の部分も出ていますので、この点は指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(加藤) 令和3年度のこの予算案につきましてですけれども、やはり今日は税務、あとは収税対策のほうの状況を聞きたかったのです。その中で、非常に不透明な中で見積もっていただいたその現状が分かりました。また、コロナの影響を受けながら、今度は収税対策、税金を集めるところについても一定の配慮をしながら、それは様子見ながら慎重にやっていくという姿勢も感じられました。入りの部分の見積りは大変難しい中でそういう姿勢を感じたこと、非常に評価したいと思っております。それと、今回質問の中でDX、ICT絡み結構聞いたのですけれども、これもコロナがあるからこそ、より加速しなければいけないなという視点があります。一方で、今後災害対策という意味合いでも通用する、その準備にもうかかるなど、そういう意味で情報政策部門であったり、ICTに対して今後前向きに検討する姿勢というのが感じられたところでありまして、ここも評価できると思います。また、笠原小学校の話題についてもいろいろ聞かせていただきました。地元のお声を聞くというお気持ち非常に表れたところで、しかも中野委員からもご質問があったところに対して、本当にニュートラルな気持ちで聞くというようなところ、非常に評価したいと思っております。にぎわい創出につきましても、これは不透明ですけれども、期待をしたいというようなところで、トータルの今回は期待をしている部分も多くございますので、私としては賛成として討論とさせていただきます。以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(潮田) 今回の令和3年度鴻巣市一般会計予算につきまして、政策総務常任委員会のところだけではなく、ほかのところも含めまして様々な工夫がされているというふうに評価をしております。特に政策総務常任委員会の中では、デジタルトランスフォーメーションについても取組をする。これについては、窓口業務につきましても市民のためにたくさんのメリットのあることを着手するという、また賑わい創出交流拠点整備事業につきましても、今なかなか明るい話題がない中で、多くの皆さ

んに明るい話題を提供できるものであるということ、そしてまた花と人形のまちであります鴻巣市の花のある暮らしということを前面に出しての取組であるということ、今世の中的に丁寧な暮らしという言葉がはやっております、その意味でもその先端に行く取組を行うこの令和3年度鴻巣市一般会計予算につきまして賛成といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

どうもご苦労さまでございました。

(閉会 午後4時08分)